

## むつ市議会第229回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成28年9月8日（木曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

#### 【議案一括上程、提案理由説明】

第1 議案第64号 財産の処分について

（むつ市分収林設定条例の規定に基づく契約により設定した分収林の立木を売り払い、その収益を造林者との間において分収するためのもの）

第2 議案第65号 平成28年度むつ市一般会計補正予算

第3 報告第29号 専決処分した事項の報告について

（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

#### 【一般質問】

第4 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）8番 石田 勝 弘 議員

（2）5番 横 垣 成 年 議員

（3）1番 原 田 敏 匡 議員

（4）15番 大 瀧 次 男 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	川 下 八 十 美	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	11番	菊 池 光 弘
12番	岡 崎 健 吾	13番	鎌 田 ちよ子
14番	佐 賀 英 生	15番	大 瀧 次 男
16番	半 田 義 秋	17番	富 岡 修
18番	斉 藤 孝 昭	19番	富 岡 幸 夫
20番	村 中 徹 也	21番	白 井 二 郎
22番	中 村 正 志	23番	野 呂 泰 喜
24番	濱 田 栄 子	25番	佐々木 肇
26番	浅 利 竹 二 郎		

欠席議員（1人）

10番	東 健 而
-----	-------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者 営 理 者	花 山 俊 春
代 表 員	阿 部 昇	選 挙 管 理 委 員 会 長	畑 中 政 勝
農 業 委 員 会 長	立 花 順 一	総 務 政 策 部	川 西 伸 二
財 務 部 長	氏 家 剛	財 務 部 務 整 進 推 進 課	赤 坂 吉 千 代
民 生 部 長	光 野 義 厚	保 健 福 祉 部	畑 中 秀 樹
保 福 健 づ 推 進 課 長	井 田 敦 子	経 済 部 長	高 橋 聖
建 設 部 長	吉 田 正	川 内 庁 倉 庫 課 長	二 本 柳 茂



育会局課査 務部課事  
員務務 策務  
教委事総主 総政総主

一 戸 光 樹  
佐 藤 貴 昭

務部課事  
策務  
総政総主

中 村 善 光

事務局職員出席者

事務局長  
主 幹  
主任主査

柳 田 論  
小 林 子  
葛 西 信 弘

次 長  
主任主査  
主 事

東 雄 二  
村 口 一 也  
山 本 翼

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（浅利竹二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（浅利竹二郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、9月1日市長から、今定例会に議案2件、報告1件を追加提案したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

次に、けさほど市長から、今定例会に提出されております平成27年度むつ市一般会計歳入歳出決算書及び平成27年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算書の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

## ◎日程第1～日程第3 議案一括上程、提案理由説明

○議長（浅利竹二郎） 日程第1 議案第64号 財産の処分についてから日程第3 報告第29号 専決処分した事項の報告についてまでの3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。ただいま追加上程されました2議案1報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

初めに、議案第64号 財産の処分についてですが、本案は、むつ市分収林設定条例の規定に基づく契約により設定した分収林の立木を売り払い、その収益を造林者との間において分収するためのものであります。

次に、議案第65号 平成28年度むつ市一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、1,777万5,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、335億3,146万5,000円となります。

歳出につきましては、総務費には財政調整基金積立金を、農林水産業費にはむつ地区分収造林売払事業費を増額し、歳入につきましては、財産収入には分収林に係る立木売払収入を増額しております。

次に、報告第29号についてであります。これは、本年7月15日にむつ市金谷一丁目地内の国道において発生した自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいているところにより、専決処分したものであります。

以上をもちまして、追加上程されました2議案1報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅利竹二郎） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第64号から報告第29号までについては、9月13日に質疑及び委員会

付託を行いますので、ご了承願います。

#### ◎日程第4 一般質問

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第4 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより石田勝弘議員、横垣成年議員、原田敏匡議員、大瀧次男議員、佐賀英生議員、佐々木隆徳議員、鎌田ちよ子議員、工藤祥子議員、濱田栄子議員、菊池光弘議員の順となっております。

本日は、石田勝弘議員、横垣成年議員、原田敏匡議員、大瀧次男議員の一般質問を行います。

#### ◎石田勝弘議員

○議長（浅利竹二郎） まず、石田勝弘議員の登壇を求めます。8番石田勝弘議員。

（8番 石田勝弘議員登壇）

○8番（石田勝弘） おはようございます。市誠クラブの石田勝弘であります。むつ市議会第229回定例会に当たり、通告に従って一般質問を行います。市長及び理事者におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をお願いいたします。

質問は、各種選挙における低投票率対策と、クマやカモシカなど鳥獣による被害対策の2項目であります。

まず、低投票率対策についてであります。青森県は、国政選挙での投票率が2013年の参議院議員通常選挙以来、2回連続で全国最下位に低迷しておりましたが、県の選挙管理委員会では昨年秋から、県内市町村と連携して一体となった対策を講ずることによって、全国最下位からの脱却を目指す努力をしてまいりました。そのかいもあってか、ことし7月10日投開票の参議院議員通常選挙の投票率が、3年前の参議院議員通常選挙の投票率

46.25%から9.06ポイント伸ばし55.31%で、全国27位になりました。その伸び率の9.06ポイントは、全国1位の数字を記録したのであります。

期日前投票者は、県全体で19万4,153人であり、その投票率は16.97%と、3年前の参院選より投票者で7万4,421人ふえ、投票率が6.55ポイント上昇し、期日前投票制度導入後の参議院議員通常選挙で過去最高となったことも全体の投票率を押し上げた要因の一つであります。期日前投票所を3年前の69カ所から100カ所に増設した効果があらわれたと県の選挙管理委員会は分析しております。

むつ市の投票率は56.10%であり、3年前の48.26%から7.84ポイント上昇し、県内10市の中では三沢市、五所川原市に次いで3番目の高さでありました。このことは、マエダ本店内に期日前投票所を設置したことが主な要因ではないかと思うところであります。

むつ市の期日前投票数の1万1,865票、投票率22.91%は、3年前より票数で3,605票ふやし、投票率で7.17ポイント上昇しました。むつ市役所や各分庁舎でも期日前投票数は前回より若干ふやしたものの、マエダ本店での2,503票の期日前投票数は、今回投票した分の約70%を占めており、選挙期間中の後半、たった1週間だけ設置した期日前投票所の威力がすごかったこととなります。市民にとっては、買い物ついでに投票ができるというメリットは、はかり知れないと思うところであります。

以上、分析したように、青森県でもむつ市でも、投票数及び投票率上昇に期日前投票が大きな役割を果たしたものと思います。これからも、さらに投票数、投票率を上げるために、診察や見舞いのついでに投票をと、むつ総合病院内に期日前投票所を開設すれば、投票率アップは想像にかたなく、また車を持たないお年寄りやお母さん方にと

って、近いところに期日前投票所があればいいなと思う人が少なくないはずです。

そこで、期日前投票所をむつ総合病院内、大湊の中央公民館、田名部地区の来さまい館に新しく開設すれば投票率アップは間違いないものと思うところであります。選挙管理委員会委員長のご所見をお伺いいたします。

次は、投票弱者対策についてお尋ねいたします。地方選挙に詳しい中央大学の佐々木信夫教授は、近年の各種選挙における投票率低下の傾向を防ぐには投票弱者に対する取り組みが大きな課題になると指摘しております。高齢や病気のため歩行が困難になっている、あるいは入院している、小規模な老人ホームやグループホームに入居しているなど、投票に行きたくても行けないケースが今後ますます多くなると予想されると思われる。このような投票弱者の方々に政治参加してもらうためには、これまでのように「投票に来てください」と一方的なやり方では通用しなくなっている。これからは、投票箱を持って有権者のもとに出向く出前投票や移動投票所のように行政が有権者に近づくべきだと指摘しているのです。

選挙権は、参政権の中心であり、国あるいは地方自治体は当然に投票の意思を有する有権者全てに投票権行使を可能にする制度をつくらなければならない義務があると思います。むつ市では、このような投票弱者に対してどういう対策を立てているのか、またこれからの方針を示していただきたいと思います。

今回の参議院議員通常選挙からは、満18歳以上の方々にも投票権が与えられました。むつ市では、各種の出前講座などを行って若年層の主権者意識の向上に向けた取り組みを行ってきたと思いますが、選挙結果を見ると、20歳未満の投票率は低く、県全体を16ポイント以上下回っております。また、住民票を移さないまま地元を離れている学生から

の不在者投票請求に対し、投票用紙を交付しない自治体があったと報道されております。

そこで、次の2点についてお尋ねいたします。

1、住民票を移していない学生の不在者投票用紙の請求について、むつ市選挙管理委員会の対応はどうだったのか。

2、18、19歳の投票率が低いのは、どう分析しているのか。また、今後の対策についてお伺いいたします。

質問の2項目めは、鳥獣被害対策についてであります。ことしは、むつ市内でもツキノワグマの出没が異常に多く、連日のようにクマ目撃情報の記事が新聞紙上をにぎわし、市では7月4日に非常事態宣言を出しました。トウモロコシなどの食害が発生したり、住宅街にあらわれたクマの逃げ回る姿がテレビニュースで全国に放映され、とんだことでむつ市が有名になりました。

青森県は、野生鳥獣による2015年度の農作物被害が約9,700万円に上り、2年連続で増加したことを明らかにし、被害拡大防止に向け、広域的な体制をさらに強化する考えを示したことが7月末に新聞報道されました。その被害の内訳を見ると、カラスによるものが3,600万円、ニホンザルが1,800万円、ツキノワグマが960万円の順になっているようです。

下北半島内でも、以前からツキノワグマのほかニホンザル、カモシカなどによる農作物の被害が相次いでおり、農家の方を悩ませております。

7月21日開催された下北地区農業委員大会では、ニホンザル、カモシカ及びクマによる被害対策の要望を決議いたしました。その内容は、1、ニホンザルの群れ捕獲のための大型おりの購入、設置を行うこと、2、カモシカの生息調査を行い被害防除対策を講ずること、3、サル及びクマの被害防止対策のためGPS等の先進的な機器を導入すること、4、野生鳥獣との共存を図るため生

息環境の改善につながる広葉樹林の育成を進めること、5、ハンターの育成及び確保するための支援を講じることの5項目であります。

以上のことから、次の6点についてお尋ねいたします。

1、下北地区農業委員大会の要望に対する対応について。

2、ニホンザル、カモシカによる被害について。

3、クマの出没が多い理由は何か。また、クマによる農作物の被害額を把握しているのか。

4、有害鳥獣の駆除について。

5、忌避剤の使用とその効果について。

6、ニホンザルやカモシカの被害を減らす根本対策について。

以上について市長のご所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問といたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 石田議員のご質問にお答えいたします。

低投票率対策についてのご質問につきましては、選挙管理委員会からの答弁となります。

次に、鳥獣被害対策についてのご質問にお答えいたします。まず私からは、本年7月4日に発したクマ出没非常事態宣言について、その趣旨、取り組み及び成果について答弁をさせていただきます。鳥獣被害対策についての各質問事項については、担当部長からの答弁となります。

ことは、近年にないペースでクマが出没し、本市においても5月、6月と市内各所で54件の目撃情報が相次ぎ、その中でも小学校周辺での出没により、通学路において児童の安全が脅かされたこと、また養魚場の餌や、鶏とその餌などが食害を受けていることなどから、市として市民の皆様の安全安心を確保することを目的にクマ出没非常

事態宣言を行ったところであります。

クマ出没非常事態宣言後の取り組み内容といたしましては、むつ警察署、下北地域広域行政事務組合消防本部、市教育委員会やクマの専門的知識を有する下北地域県民局林業振興課との連絡体制の強化を図り、出没や被害情報の共有、出没情報の広報の迅速化を図ったほか、クマの出没場所が確認できる「クママップ」を市ホームページへ掲載するとともに、本庁舎正面入り口にこの「クママップ」を設置、また出没のあった27カ所に「クママップ」と連動するQRコードを印刷した注意看板を設置するなどの取り組みを実施して、市民の皆様への注意喚起を行っております。

また、被害防止対策といたしましては、農作物被害などのおそれがある場所など、8月末現在で延べ69カ所に捕獲おりを設置し、27頭を捕獲しております。これらの対策に加え、クマなどの動物が嫌うにおいで動物を近づけない効果が期待される忌避剤を8月10日から市内3カ所に設置し、効果の確認試験を行っており、これまでのところ、クマ用の忌避剤を設置した畑では被害の報告はございません。今後クリなどの被害が危惧される時期であります。目撃及び被害の報告件数が捕獲による一定の効果もあって、8月20日をピークに減少しておりますことから、時期を見ながら非常事態宣言を解除したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 選挙管理委員会委員長。

（畑中政勝選挙管理委員会委員長登壇）

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） 石田議員のご質問にお答えいたします。

まず、低投票率対策について1点目、期日前投票所の増設についてであります。このご質問につきましては、むつ市議会第224回定例会及び第227回定例会での石田議員の一般質問でも答弁



させていただいており、重複する部分もありますが、当選挙管理委員会としましては、有権者への利便性向上を図るうえで多数の来客が見込める複合型施設への設置という考えのもと、昨年の青森県知事選挙から商業施設へ増設したところであり、市民からは「買い物ついでに投票できる」など一定の評価をいただき、以後むつ市議会議員選挙と今回の参議院議員通常選挙でも継続して設置し、投票者数も順調に推移しており、一定の成果を示しているものと考えております。

こうした状況を勘案されてのご提案と思いますが、期日前投票所を設置するためには当日の投票所と同様、投票管理者や立会人、また選挙事務に従事する職員の配置が必要となります。今後につきましては、社会情勢の推移や地域間のバランス、また選挙事務にかかわる人員の確保や経費の兼ね合いなども含め、研究課題であると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、投票弱者対策についてですが、このご質問につきましても、むつ市議会第227回定例会での石田議員の一般質問で答弁させていただいており、1点目と同様、一部重複する部分もありますことをご了承願います。

投票所へ行くことが困難な方などの、いわゆる投票弱者への取り組みとこれからの方針ということですが、今回の参議院議員通常選挙に際し、青森県選挙管理委員会では低投票率脱却に向けた各種取り組みを示しておりますが、この中で県内における投票環境の向上の一環として、投票所への移動支援に取り組む市町村の事例を紹介しており、それぞれの市町村へ実施状況について聞き取り調査したところ、黒石市と平内町は継続して、統廃合した投票区の有権者を対象にタクシーやバスを借り上げて送迎を実施したほか、新たに4町では路線バスで来庁し、期日前投票を行った有権者に対しての帰りのタクシー券の配布、民間

バスなどを借り上げて巡回実施するなどの取り組みをしたとのことでありました。利用状況としましては、利用者がなかった自治体もありますし、多い自治体では20人ほどの利用があったとの回答を得ております。

投票弱者対策といたしましては、議員もご提案のように、さまざまな対応が考えられますが、全国的な事例を見ましても、主に投票所の統廃合により投票所までの距離が遠隔となった地区の住民を対象とする事業を行うことが多いようでありませ

す。当選挙管理委員会といたしましては、現在69カ所となっております投票所は、合併前のそれぞれの市町村の投票所をそのまま引き継いでいるものであり、1投票所当たりの名簿登録者数は約740人で、県内ではつがる市の約600人に次ぐ2番目の少なさで、きめ細かい配置であると考えておりますが、今後の人口の推移によっては投票所の統廃合なども視野に、投票弱者対策につきましても総合的に研究していかなければならない課題と捉えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、住民票を移さない学生の不在者投票請求についてですが、選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく選挙人名簿に登録されていることが必要であり、当該選挙人名簿のもととなる住民基本台帳は、選挙人名簿のほかさまざまな行政サービスの基礎となる重要な情報であることから、進学や就職などにより引っ越しをした場合には、住民票異動の届け出が必要となります。特に学生の場合は、住民票を異動しないケースが多々あるようですが、このような場合の住所については、入寮学生生徒の生活の本拠として「郷里またはその他の入寮前の居住地は、入寮後の日常生活においては直接に関係がないものであり、特段の事情のない限り、それらの土地になお生活の本拠があると認

定することこそ却って失当である」との昭和29年10月20日の最高裁判例を受け、翌21日には当時の自治庁から修学のための寮下宿などに居住する学生生徒の住所に関し、同判例のとおり、「修学のための寮下宿などに居住する学生生徒の住所は特段の事情のない限り、その寮下宿などの住所地にあるものと認められる」との通知がなされて現在に至っております。

なお、総務省においては、特に18歳選挙権の法改正に当たり、文部科学省を通じ教育機関へ、進学や就職などにより引っ越しをした場合は住民票の異動の届け出が必要であることを十分周知するべく依頼するとともに、周知用ポスターを作成し掲出してあります。当選挙管理委員会といたしましても、このように最高裁判例に沿った対応をてまいったということでご理解賜りたいと存じます。

次のご質問の4点目、18、19歳の投票率が低いのはなぜかについてであります。投票率に関しましては、これまでもさまざま議論されておりますが、それぞれの選挙の態様などにより左右されるものではないかと考えております。本県の国政選挙における投票率が平成25年の参議院議員通常選挙と平成26年の衆議院議員総選挙においては、2回連続全国最下位という結果を受け、青森県選挙管理委員会では、平成27年3月に青森県脱低投票率宣言を行い、さまざまな選挙啓発を展開しており、特に参議院議員通常選挙での新規の取り組みとなる18歳選挙権対策として、「CMデザイン募集事業」、「あおり投票率向上サポーターによる啓発」、「高校生メッセージリレー」、「青い森鉄道ラッピング電車」、「高校生向け選挙出前講座」などの啓発活動を積極的に実施してきたところであります。これらの取り組みもあり、さきの参議院議員通常選挙における青森県の投票率は、全国の投票率54.7%より高い55.31%となり、

伸び率では全国1位、順位では27位となり、連続最下位は避けられたところであります。

なお、この選挙における18、19歳の投票率は、青森県の発表によりますと、県全体で18歳が42.92%、19歳が34.66%で、18、19歳の合計では38.96%となっておりますが、当市においては18歳が33.86%、19歳が29.84%で、10市の中ではともに最下位という数値となっております。

市内においては、18歳選挙権に向け、青森県選挙管理委員会では実施したむつ工業高等学校での出前講座や、市独自の取り組みとして「高校生ふるさとアイデア選挙」を市内全高校で実施するなど、高校生に対する選挙啓発を図ってまいりましたが、結果としては低い投票率となったことを踏まえ、今後においても青森県選挙管理委員会と足並みをそろえながら啓発活動を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 鳥獣被害対策についてのご質問の1点目、下北地区農業委員大会の要望に対する対応についてお答えいたします。

下北地区農業委員会連絡協議会からの要望内容につきましては、平成25年から下北総合開発期成同盟会を通じて青森県知事に対する要望書に記載しており、今後も引き続き要望してまいります。

次に、ご質問の2点目、ニホンザル、カモシカによる被害につきましては、ニホンザルによる農作物被害額は、平成26年度、57万9,000円、平成27年度、78万2,000円、平成28年度は8月末時点で5万8,000円となっております。また、カモシカによる農作物被害額は、平成26年度、46万7,000円、平成27年度、65万円、平成28年度は8月末時点で被害はありません。

次に、ご質問の3点目、クマの出没が多い理由と平成26年度から平成28年度の農作物被害額につ

いてであります。ことしは当市においてクマの出没が多く、非常事態を宣言する状態となったところであります。その要因といたしまして、前年のブナの実やドングリが豊作でクマの出産が増加したこと、暖冬により雪解けが早かったことなどが挙げられ、2年連続でブナ等の山の実が豊作だったことでクマが増加し、出没が多いものと考えております。

平成26年から平成28年のクマによる被害額につきましては、平成26年度、17万9,000円、平成27年度、38万5,000円、平成28年度は8月末時点で46万9,000円となっております。

被害の主なものといたしましては、トウモロコシやデントコーンですが、ことしは大畑地区の養魚場において稚魚の餌のほか、クマが養魚場に入りポンプ機器を壊したことによる海峡サーモンの稚魚約5,000尾の被害額も含まれております。これら被害のあった畑等には、青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領に従い、わなを設置し、有害駆除として捕獲に努めております。

次に、ご質問の4点目、有害鳥獣の駆除についてであります。駆除対策については前述の要領に基づき、農家等から食害の通報があった場合、職員が現地確認を行い、人家周辺の畑や農作物及び人的被害等が予想される場合には、クマ、カラス等の捕獲駆除を実施しております。

次に、ご質問の5点目、忌避剤の使用と効果についてであります。野生動物が嫌うにおいて、動物を近づけない効果が期待される忌避剤の効果の確認試験を8月10日から行っております。クマ用の忌避剤を設置した城ヶ沢及び関根地区では被害は見られておりませんが、サル用の忌避剤を設置した大畑地区の畑では、サルによる食害が発生しております。また、新たにクマによる家屋被害があった田名部二又川目地区、サルの食害が発生した大畑湯坂下地区にそれぞれ忌避剤を設置してお

り、その効果については現在検証中であります。

次に、ご質問の6点目、ニホンザルやカモシカの被害を減らす根本対策についてであります。下北半島のサルは国の天然記念物、ニホンカモシカは特別天然記念物として指定されており、有害鳥獣として捕獲、駆除等は行うことができないため、市ではこれまでサル及びカモシカ用電気柵の設置、モンキードッグの配置、鳥獣被害対策実施隊員による追い上げ等を実施しており、農作物被害軽減に一定の効果が見られることから、今後も電気柵の設置のほか、下北半島のニホンザルを対象とした第1次第二種特定鳥獣管理計画に基づきサルを適正に捕獲することにより農作物被害の軽減に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） それでは、若干再質問いたします。順序は逆であります。鳥獣被害対策からお願いします。

まず、有害駆除件数は、年間どのぐらいなのかお聞きします。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） ご質問にお答えいたします。

有害駆除件数は、年間どれくらいかのご質問でございますが、平成27年度のカラス等の鳥類は許可件数が8件で、カラス、スズメ等325羽を駆除しております。

クマ等の鳥獣につきましては、許可件数が22件で、クマ、アナグマで29頭を捕獲駆除しております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） わかりました。

それでは、第1次第二種特定鳥獣管理計画に基づいたサルの捕獲というのは何頭できるのか、お

尋ねいたします。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） ご質問にお答えいたします。

第1次第二種特定鳥獣管理計画に基づいた捕獲できる可能頭数は、捕獲許可期間は平成28年7月1日から平成29年6月30日までと決まっております。許可頭数は113頭となっております。捕獲実績は、8月末現在で4頭となっております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） 下北地区農業委員大会の決議文でも述べましたが、要望としてハンターの育成及び確保に対する支援を講じてほしいと、こういうことですが、先ほどのご答弁では、これは県のほうに要望を上げているのだよというお話でした。それはそのとおりでございますが、特に今、市ではこういうふうにしたいなというお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） お答えいたします。

ハンターの育成策についての対策ということでございますが、市内には狩猟免許所持者は58名おります。この有害鳥獣駆除の実施に際しましては、市内に所在しております2つの猟友会と有害鳥獣捕獲業務委託契約を締結し、駆除作業を実施しております。現在青森県がハンターの育成を目的として狩猟体感バスツアーを実施しており、市としてはこの広報活動に協力することによりハンターの育成に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） 忌避剤についてお伺いいたします。

新聞報道でありましたが、野生動物が嫌がるに  
おいがする忌避剤を使って畑や民家からクマなど

を遠ざける試験を行っている、8月10日から始めましたということでございます。この忌避剤は、オオカミのふん、今はオオカミはおりませんので、ハイブリッドウルフのふんからつくられた、そういうものをペットボトルに入れて、畑や民家の周囲に一定間隔で設置したと、こういうことでございます。一部では今のところ効果があるようなお話ですが、でも大畑地区では、サルにはそれは効き目がないようなお話を先ほどされました。その忌避剤の効果を試すための期間というのは、新聞報道では1カ月程度というふうな話ですが、実際はどのくらいのことを考えておりますか、それをお伺いします。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） お答えいたします。

忌避剤の効果を試すための期間はどれくらいなのかというふうなご質問でございますが、忌避剤の製造者より8月9日にサンプルの無償提供を受けまして、翌10日より効果の確認試験を実施しております。当初の予定では、約1カ月程度の試験期間としておりましたが、約半年間となるクマの出没期間のうち、わずか1カ月の試験期間では結論を出すのはなかなか難しいものと思ひ、もうしばらく観察すべきとの意見が担当者間でもありますことから、試験方法等に検討を加えながらも、来年度も引き続き確認試験を実施していきたいと考えております。

なお、クマ用の忌避剤を設置いたしました場所全てにおいては、クマの出没、食害は確認されておりませんので、忌避剤がなくなり次第、この設置すること自体は終了し、サル用の忌避剤を設置いたしました2カ所では食害がございましたので、こちらのほうはさらに1カ月ほど忌避剤の設置を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） 私としては、今年度試して、来春にも各農家に使用を勧める予定なのかなと、こう思っておりましたが、今の部長のご答弁では、また来年も試験をしたいというお話で、実際はまだ試験が続くようなお話でございました。来年のことを言えば鬼が笑うといいますが、来年、どうでしょうか、クマが落ちつくと思いますか。それちょっと部長の感覚でお答えいただければと思います。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） お答えいたします。

実際にはクマから聞かないとわからない部分があるかと思うのですけれども……

（「クマに聞いてもわからない」の  
声あり）

○経済部長（高橋 聖） わからないですね。

実際的には、統計的な話はちょっと数字は少ないのですけれども、4年に1度、オリンピックの年に出るような話がありますので、その年、山のブナの実、クマが主食としている部分、これの豊作の周期がそれくらいあるのかなと。あと今は温暖化になって雪解けが早いものですから、おなかのすいたクマが早目に出てくるというふうな状況もございますので、一概にことし多くて来年少ないというのはなかなか言いづらいものがあるのかなと考えております。来年も早期のうちにクマの忌避剤の使用というのはちょっと考えていきたいなど、今担当者の間では話しております。ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） 去年、おとし、山の実、ドングリとかそういうのが豊作で子供が多くてというお話でございまして、新聞にもそう報道されております。ですので、では来年はどうなるか。できれば豊作になって、また山の中にとどまってほ

しいなと思いますが、クマが出没しないことを祈るだけです。

次の低投票率対策について再質問したいと思います。期日前投票所を設置するためには、投票管理者や立会人、また選挙事務に従事する職員の配置が必要となって人件費の費用がかかると思われますが、今回の参議院議員通常選挙の場合は、市役所及び各分庁舎では1日当たり幾らの費用がかかったのでしょうか。また、マエダ本店、いわば商業施設では、ことしは1日当たり幾らの費用がかかったのかお知らせいただきたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（杉山重行） ご質問にお答えいたします。

さきの参議院議員通常選挙における本庁舎及び各分庁舎の期日前投票所は、17日間設置しております。なお、決算が出ておりませんので、概算でお答えさせていただきますが、投票所運用経費の主なものといたしましては、議員ご指摘のとおり、投票管理者や立会人等の人件費となり、1日当たりといたしましては、本庁舎が約9万3,000円、分庁舎につきましては、約7万2,000円となっております。

また、商業施設への期日前投票所につきましては、今回も7日間設置しておりますが、同じく人件費等のほかに回線使用料が加算されますので、1日当たりの経費といたしましては、約14万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） もしこれからむつ総合病院内に期日前投票所を開設した場合は、経費はどの程度見込まれますか。もしお答えできればお願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（杉山重行） お答えい

たします。

回線工事を伴わない期日前投票所を新たに増設する場合の一般的な概算経費としてお答えさせていただきます。

増設に際して必要となる受付用のパソコン、投票用紙交付機等の備品購入費に係るいわゆる初期費用として約140万円、設置期間を7日間とした場合の投票管理者等の人件費等、約80万円、合計220万円程度と見込んでございます。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） マエダ本店での期日前投票所設置が市民に大歓迎されていたことはご承知のとおりでございますが、もしむつ総合病院内に設置されれば投票率向上にも、投票弱者対策にも大きく貢献するものと思います。時間がかかっても、ぜひ実現するよう要望したいと思います。

それと、老老介護やひとり暮らしがふえ、投票弱者になった方々に政治参加してもらうためには、例えば地域地域をまとめて希望者を募り、市の車両で期日前投票のために市役所に送迎するなどの方法も考えられます。そうすれば、車に付き添って出前投票しなくても管理人も誰もついていなくても投票できるわけであります。ですから、経費の面でもかなりいいのではないかと思います。そういうことも今後研究していただきたいと思うところであります。

以上で私の質問を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで、石田勝弘議員の質問を終わります。

ここで、午前11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## ◎横垣成年議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） 日本共産党の横垣成年です。

まず初めに、台風10号で被害に遭われた市民の方々には、この場をおかりいたしまして、お見舞いを申し上げます。

むつ市議会第229回定例会に当たり一般質問を行います。むつ市長初め理事者におかれましては、前向きなご答弁、よろしく願いをいたします。

さて、5月26日と27日に実施された伊勢志摩サミットについて、国際環境NGO、FoE JapanなどのNGO4団体は、27日、次のような声明を発表いたしました。「G7、人類の生存を脅かす気候変動に対処するリーダーシップを発揮できず」という見出しであります。「気候変動・エネルギーの分野は、G7伊勢志摩サミットの議題の一つに取り上げられていたが、会議全体の中での気候変動問題の位置づけは極めて低いものであった。人類にとって甚大な脅威であるこの問題に対するG7の対応として全く不十分なものである。とりわけ昨年エルマウサミットでの本課題に対する政治的なモメンタムを引き継ぐとともに、歴史的な合意であるパリ協定の採択後のサミットとして、政治的なリーダーシップを発揮する重大な機会を逸することになってしまった。日本は、G7の中で唯一石炭火力を推進する国であり、気候変動問題及び持続可能なエネルギーへの転換に消極的な姿勢が、今回の気候変動・エネルギーの扱いを小さなものに留めてしまう結果になった」という声明でございます。

日本が議長国となったG7は、世界の期待に応えることはできませんでした。オバマ米大統領と

中国の習近平国家主席は、今月3日、中国杭州でのG20首脳会議に先立ち、地球温暖化対策の新たな枠組みパリ協定を批准したと共同発表いたしました。世界の温室効果ガスの計4割を排出する米中の批准で協定の早期発効へ大きく前進しました。米中両国は、パリ協定締結のための国内手続を2016年中に行うと表明しておりました。まさに世界への約束を実行したわけであります。

G20の議長国として中国は、アメリカと対等に世界を語っているという貫禄を見せつけました。日本は、まだ批准できずにもたもたしておりますが、地球温暖化という世界的な危機にやはり世界のリーダーはしっかり対応しているようであります。

アメリカも中国も、国内にはいろんな課題を抱えておりますが、巨大な一步を踏み出しました。中国とアメリカは、世界の問題について話し合い、国内の温暖化対策の強化や2国間協力の継続を柱とした長期戦略も発表しました。今後とも米中は緊密な話し合いを続けていくというわけであります。日本と中国も米中に負けない関係となることを願い、一般質問に入ります。

質問の1点目、財政についてであります。まず、財政中期見通しについてであります。今回発表された財政中期見通し2016と、1年前に発表した財政中期見通しと比較して、改善した点と課題をお聞きいたします。

次に、合併特例債ほか財政の諸問題についてです。新市まちづくり計画で示された合併特例債は、計画どおりに使用されたのかどうか、実績をお聞きいたします。新体育館は、合併特例債を使用するといいますが、新市まちづくり計画にはのっておりません。また、合併特例債は中央にばかり使わないでほしい、旧町村に重点的に使ってほしいという市民の声があります。市民の声にどのように応えるのか、合併特例債についての市の考えを

お聞きいたします。

質問の2点目、水産業のあり方についてであります。私は、前議会でMSC認証を取り上げました。市の答弁は、情報の収集に努め、情報の提供とともに動きがあればサポートするという受け身のような答弁でありました。そもそもむつ市としてどのような水産業を目指しているのでしょうか。

むつ市のホームページでは、市全体の漁獲数量の最近5カ年の動きを見ると、約1万トンから1万4,000トンで推移しており、平成25年の主な魚種別の漁獲数量は、ホタテガイ約5,800トン、スルメイカ約1,600トン、ナマコ約420トンとなっております。漁獲金額は、約35億円で推移しており、平成25年の主な魚種別の漁獲金額は、ホタテガイ約8.4億円、スルメイカ約5億円、ナマコ約11.5億円となっておりますと紹介しているだけであります。むつ市の目標としている水産業はどのようなものかお聞きをいたします。また、目標を進めるうえでの課題は何かをお聞きいたします。

質問の3点目、大畑庁舎についてであります。耐震強度は大丈夫か、雨漏りはないかなど、庁舎の現状と今後についてであります。築何年の庁舎でしょうか。耐震診断は実施して、強度は大丈夫でしょうか、雨漏りはないのでしょうか、防災拠点として大丈夫でしょうかなど、現状をお聞きいたします。

また、今後改修をしたいと思います。空きスペースが多過ぎると思います。今後どのような庁舎の使い方をする予定なのかをお聞きいたします。

質問の4点目、道路についてであります。国道338号むつバイパスから太田橋への歩道整備についてであります。前にも取り上げたことがありますが、一向に進展がありません。太田橋までの歩道のない区間は市の中心であり、トラックの通行が多い部分であります。しかも、児童の通行もか

なりあります。冬は、特に危険な区間と言えます。一刻も早く歩道整備を県に要請すべきと考えますが、市の考えをお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

財政についてのご質問の1点目、財政中期見通しについてであります。持続可能な財政運営とするためには、長期的な視点に立って考えていくことが必要となります。一方で、現実的な見通しを立てるためには、ある程度の予測の正確性を確保することが求められます。むつ市では、昨年度に初めて5年間の中期的な財政運営の見通しを示し、市民の皆様に対し、財政に関する理解を求めたところであります。

具体的には、長引く地域経済の低迷による市税収入の伸び悩みや、合併特例措置の段階的縮小に伴う普通交付税の減少、さらには電源立地地域対策交付金が大幅に減少する中で、少子高齢化に伴う義務的経費の増嵩や公共施設等の更新、耐震化に係る財政需要の増大に加え、一部事務組合北北医療センター大畑診療所の資金不足解消やむつ総合病院の債務負担行為履行に対する多額の負担もしていかなければならないなど、極めて厳しい状況となっていることをお示しいたしました。これは、むつ市の財政の現実的な姿を見える化することで、市民の皆様と危機的な状況を共有し、ご理解いただくとともに、財源対策として実施される各種施策を初め、むつ市政全般にわたってのご協力をいただくことを目的としたものであります。

今般発表されました平成27年度むつ市一般会計決算では、実質収支で約4.7億円、単年度収支でも約2.3億円の黒字を計上し、財政調整基金の残高は約2.1億円の見込みとなっております。

むつ市の財政は、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、各種財源対策を実施している結果として着実に健全化の方向に進んでおります。しかしながら、一般会計では平成27年度末で350億円を超える市債残高を抱え、今後その償還負担が高水準で続く見込みであることに加え、平成28年度以降、むつ総合病院の債務負担行為の履行として32.1億円、大畑診療所の資金不足解消として9.1億円を負担していかなければならず、一般財源が今後減少していくことを考慮すると、なお深刻かつ危機的な状況を脱したとは言えないものと認識しております。

さらに、今後予定されているむつ総合病院の病棟建て替え及び一般廃棄物処理施設建て替えに係る事業実施に伴う負担の増大は財政悪化を招くおそれもあります。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化指標のうち平成27年度の実質公債費比率は16.9%で、前年度比較では0.4ポイントの改善、将来負担比率は182.8%で、前年度比較では15.5ポイントの改善となっておりますが、全国1,791市町村中、実質公債費比率はワースト35位、将来負担比率はワースト18位という前年度からの大幅なランクアップからは期待できず、全国的に見ても改善の余地を残す低い水準となっております。したがって、このような状況の中で、市民の皆様のご要望に答えていくことは困難であります。

その中で、あれもこれもから、あれかこれかという観点での選択と集中を図りながら、行政需要を的確に捉え、受益と負担の関係も考慮しつつ、さらに市民協働の実践を通じて行政運営をしていくことが求められます。

財政健全化は、市民生活に直結する課題であります。すなわちこれが達成されることで多様化、複雑化する市民の皆様のご要望に答えていくことが可能となるものであり、またむつ市発展のため



の各種施策を実施していくうえでも必要不可欠なものであります。

今後の財政運営の基本的な方針について、毎年度財源を確保しつつ、歳出の削減を実施し、収支を均衡させることにとどまらず、中長期的な展望に立ち、弾力性のある財政体質への改善を図っていく必要があります。このためには、単年度収支の黒字化はもちろんのこと、これを前提とした財政調整基金の積み立て、さらには市債やむつ総合病院の債務負担行為を初めとする各種負債の確実な返済について、具体的な目標を持って実行していくことが重要となります。

むつ市に求められることとしては、財政状況について、市民の皆様からご理解とご協力をいただくため、常にその透明性を確保しつつ、職員一人一人が最少の経費で最大の効果を上げるという行財政運営の基本に立ち返り、さらに一つ一つの業務の成果を出しつつ実行する「行政運営」から、市の将来を見据え、持続的な発展に寄与することを念頭に「行政経営」へと脱却を図ることが必要であります。これを前提として、市民の皆様には各種財源対策や受益と負担の関係等についてご理解とご協力をいただきつつ、市民の皆様とむつ市との適切な役割分担の中で市民協働参画社会を実現することでも、財政健全化の道筋をより確かなものにすることが求められております。

財政健全化への道のりは長く、市民の皆様との信頼関係なくしてはできません。市民の皆様のご期待にも応えながら行っていく必要もあります。そして、既にこの改革により負担の増加をお願いしている施策もあります。

私は、子や孫の世代、すなわち将来世代に負担の積み残しはしない、この不退転の決意を持ってこの財政健全化に取り組むこと、今この課題に取り組まなければ将来のむつ市はないという強い危機感と決意を持って、このたび「むつ市財政中期

見通し2016～緊急健全化対策～」を発表いたしました。

ご質問の前年度作成いたしました財政中期見通しと比較した場合の改善点と課題についてですが、まず改善点といたしましては、今回の「むつ市財政中期見通し2016」の内容につきましては、財政シミュレーションでは試算の前提条件として、市税や電源立地地域対策交付金等の変動要素を加えることにより、長期的な数値の精度を高め、さらに各年度収支見込額の推移のグラフ化や前年度のシミュレーション結果との比較により、市民の皆様がわかりやすく理解できるように工夫をしております。

また、健全化目標では、健全化判断比率の改善を追加し、財政健全化指標のうち、全国的に見ると低位にある実質公債費比率と将来負担比率の改善にも取り組むことといたしました。

さらに、財政健全化に向けた重点事項では、より一層財政の健全化を加速化させるため、公債費の負担軽減や戦略的な資金運用と資金調達の推進の項目を追加しております。

また、緊急健全化対策の実施状況では、平成27年度の取り組み実績と効果額を具体的に示し、新たな緊急健全化対策では平成28年度以降に取り組む新規の対策項目を追加するとともに、個別の区分で目標額を設定するなど、全体にわたり内容を充実させることで見える化の一層の推進に努めたところであります。

これらにあわせて、財政的な意味における改善点といたしましては、最終年度の平成32年度で累積の収支不足額が9億9,800万円となる見込みとなっておりますことから、前年度の財政中期見通しと比較いたしますと、収支不足額はおおむね半減しております。これは、前年度の財政中期見通しに対し、定住自立圏構想の推進に伴う特別交付税の増額、退職者一部不補充による人件費の減額、

さらにはふるさと納税による収入の確保、受益者負担の見直し、事務事業の徹底した見直しなど各種財源対策を市民の皆様のご協力をいただきながら職員が一丸となって取り組んだことにより、一定の効果があらわれてきたことによるものと認識しております。

一方、課題につきましては、市税、普通交付税及び電源立地地域対策交付金の大幅な減額に伴い、単年度収支では平成29年度以降収支不足の状態が続き、平成32年度の単年度収支不足額は、前年度の財政中期見通しより4,400万円増の6億8,300万円まで悪化する見込みとなっているところであります。この場合、平成32年度の実質赤字比率は5.6%となり、その後も同水準で収支不足が続きますと、平成34年度には早期健全化基準を超えることが危惧される状況となります。

さらに、公債費は平成28年度以降横ばいが続くため、むつ総合病院に対する債務負担行為の履行が実質公債費比率の悪化の要因になりますことから、当該比率の動向に十分注意を払う必要があります。

こうしたことから、財政中期見通し2016でお示しいたしました財政健全化の目標とその達成のための重点項目についての取り組みを積極的に進めてまいらなければ、将来のむつ市はなくなってしまうと、この強い危機感と決意を持って臨んでまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、合併特例債のほか、財政諸問題につきましては、担当部長から答弁いたします。

次に、水産業についてのご質問の水産業のあり方についてお答えいたします。むつ市の目標としている水産業はどのようなものなのかとのお尋ねであります。むつ市の1次産業の中では水産業の生産高は高く、地域の経済を下支えする重要な産業と認識しております。このようなことから、

水産業の目標につきましては、まず、むつ市長期総合計画後期基本計画では、3方を海に囲まれた地域の個性を生かし、特色ある地域産業の育成を目標と掲げており、その中で水産資源を活用し、技術開発の推進や商品づくりを行う戦略的水産業の展開、ヒラメやサクラマスなどの高級魚介類のブランド化と海峡サーモンなどの養殖業の6次産業化を推進する高付加価値水産業の展開、漁港施設の機能強化と機能保全に努める生産基盤施設の整備、つくり育てる漁業や資源管理型漁業の推進による経営の安定化と生産性の向上、新たな流通ルートの開拓等による流通販路拡大戦略の展開、下北ブランド研究所等との連携による農林水産加工品のブランド化などを主要計画として位置づけております。

さらに、昨年策定されましたむつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、基本目標の一つとして、「地域に活力しごとあふれる希望のまち」が定められ、雇用創出や所得向上を目指し、地域産業の競争力強化のため、水産業においては6次産業化促進による付加価値向上や新たな流通ルートの開拓による流通販路拡大等を推進することとしております。

続いて、これらの目標を推し進めるための今年度の具体的な取り組みであります。1つ目として、漁港施設や荷捌施設などの建設による安心して活動できる漁業生産基盤の整備であります。このため、今年度は大畑魚市場や関根漁港などの整備として約11億7,000万円余の予算を計上しております。

2つ目として、つくり育てる漁業の推進でありまして、漁業者の所得向上に直結する水揚げ量増大に必要なヒラメ、サケ、サクラマス、マダラ等の重要魚種の種苗放流のほか、近年取引価格が高価で推移しているナマコをふやすためのホタテ貝殻を活用したナマコ増殖場の造成を進めていくも

のであります。今年度の予算額につきましては、約700万円を計上しております。

3つ目として、不漁に負けない持続できる漁業を進めていくものでありまして、漁業は1次産業の中でも特に豊漁や不漁が海水温、波浪、潮流といった自然条件に左右されますことから、不漁時や養殖魚介類の死滅等における漁業者収入の減少を補填するため、漁業共済掛金への助成を行い、経営の安定と事業の継続を図るものであります。今年度は、約700万円の助成額を予算計上しております。

4つ目として、漁業者の皆様の収入源であります水産資源の密漁を防ぐためのナマコ見守り事業等による漁場監視に要する経費を支援し、密漁させない環境の構築を推進していくものであります。今年度は、漁業協同組合の夜間監視活動に対し、約80万円の助成金を計上しております。

5つ目として、水産物の販路拡大により、もっともっと売れる漁業の推進を行うものであります。これは、今年度からの取り組みであります。地方創生交付金を活用した流通販路拡大戦略である「むつ市のうまい三本の矢」による地域ブランド化推進事業を展開することにより、むつ市の水産物の国内及び海外販路の開拓を行い、新たな販路による水産物の取引価格の向上を図るものであります。

国内販路の開拓といたしましては、来る10月5日、東京都千代田区のホテルメトロポリタンエドモンドで開催する「本州最北端食のこだわりフェア in 東京」におきまして、約70社のホテルレストラン関係者をお招きし、著名なシェフや料理人の調理による試食フェアと同時にむつ市の水産物についての商談を行うこととしております。

海外販路の開拓では、青森県とヤマト運輸株式会社連携して取り組んでおります青森県総合流通プラットフォーム「A! Premium」とい

う保冷一貫スピード輸送サービスを活用し、高鮮度での水産物を東アジア圏へ輸出することを目指しているもので、生産者の皆様が海外商談会に参加し、海外販路の開拓を行うものであります。国内外の販路開拓に係る総事業費は、さきのむつ市議会第228回定例会の補正予算で御議決をいただきました約800万円であります。

6つ目として、漁業者自ら資源管理する漁業を進めるものでありまして、これは漁業者の皆様の所得向上においては、水産資源を最大限に利用しつつ、将来にわたり持続可能な資源として管理をしていくことが重要であることから、水産物の大きさや漁獲量など、漁業法等の法令による公的な規制ルールでの資源管理に加え、漁業者自らが持続可能でより高い価格で取引されるように、目合いの小さい漁具の使用制限や操業期間短縮などにより自主的資源管理を進めるものであります。

市では、漁業者や漁業協同組合等が行う自主的資源管理において、下北地域県民局地域農林水産部等の専門機関と連携を密にしつつ、漁業者の皆様と一体となって、より有益な資源管理を実践することとしております。

しかしながら、水産業を取り巻く環境は依然として厳しく、これらの目標を推進していくに当たり漁業者の高齢化、後継者不足、魚価安、漁業資材高騰といった全国的に共通するような課題が挙げられますが、ただいま申し述べました具体的な取り組みを実施するにとどまらず、日常的な諸課題に対しても認識を共有するため、常に漁業者の皆様が頑張っている浜の現場に走り、対話を図りつつ、できる限り寄り添って職員一丸となって全力を注いで水産業の振興に努めているところであります。

さらには、むつ下北の農水産物のアジア市場等への輸出を視野に研究と活動を行っている弘前大学食料科学研究所に今年度職員1名を派遣し、当

市の農水産物の海外展開をさまざまな角度から推し進めているところであり、むつ市の水産業が世界市場に通用する水産業となるよう、また漁業者の皆様が未来の水産業に向かってさらなる夢と希望を描き、次につながる世代がこれを目指し、持続可能な形で発展していくよう全身全霊をかけて取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大畑庁舎について、耐震強度は大丈夫か、雨漏りなどないかなど庁舎の現状と今後についてであります。大畑庁舎は鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積3,350.36平米、総事業費6億865万6,000円で昭和53年に完成しており、ことしで築38年となります。耐震診断義務化の対象となっていないこともあり、耐震診断は行っておりませんが、耐震性能は不明確であります。築10年を経過したころから雨漏りがふえ、その都度補修を実施してきておりますが、築38年を経過した現在、建物全体の老朽化が進み、旧議場を中心とした雨漏りは修繕が難しい状況となっております。このような状況ではありますが、職員の創意工夫により防災拠点の一つとしての一定の役割は果たしていると考えております。

また、臨時職員を含む現職員26名に対して著しく過大な規模となっていることは言うまでもありません。

以上のことから、昨年度作成した公共施設等総合管理計画を踏まえ、現在庁舎の移転を含め検討を進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、道路についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

- 議長（浅利竹二郎） 財務部長。
- 財務部長（氏家 剛） 横垣議員の財政についてのご質問の2点目、合併特例債のほか、財政の諸問題についてでございます。むつ・川内・大畑・

脇野沢合併協議会は、平成16年9月に発行した合併協議会だよりにおける財政シミュレーションでは、平成17年度から平成26年度までに合併特例債を活用する事業の総額を69億円とし、その財源のうち65.6億円を合併特例債としております。一方、平成26年度までの合併特例債発行額の実績は85.3億円となっておりますことから、当初の財政シミュレーションと比較いたしますと19.7億円、率にして約30%の増となっております。

この増加した主な要因といたしましては、普通建設事業を実施する際には、財源対策上有利な起債である合併特例債を積極的に活用するため、合併特例債の発行要件となります新市の一体性の速やかな確立、または均衡ある発展、このようなことに申請内容を関連づけるなどの努力や工夫を行った結果と考えております。

次に、合併特例債の活用がむつ地区に集中しているのではないかとのご質問についてであります。当市におきましては、川内、大畑及び脇野沢地区が過疎地域に指定されておりますことから、合併特例債以上に財政的メリットが大きい起債である過疎対策事業債を最優先で活用することとしております。合併特例債と過疎対策事業債を比較いたしますと、普通交付税措置率はどちらも70%となっておりますが、充当率では過疎対策事業債が100%、合併特例債が95%となっておりますことから、5%の差ではありますが、過疎対策事業債では、事業実施年度における一般財源の負担がほとんど発生せず、合併特例債以上の金額が交付税措置されることとなっておりますので、川内、大畑及び脇野沢地区におきましては、今後も過疎対策事業債の活用を優先してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- 議長（浅利竹二郎） 建設部長。
- 建設部長（吉田 正） 道路についてのご質問に

お答えいたします。

国道338号むつバイパスから太田橋までの歩道整備につきましては、青森県が管理している国道338号となっておりますことから、青森県に対し要望を行っているところでありますが、いまだ実現されていない状況にあります。

市といたしましても、この路線は児童の通学路であり、大型車両などの交通量も多く、歩道の整備が必要であると認識しており、引き続き青森県に対し要望してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 再質問させていただきます。

財政のほうについてであります。市長も答弁で述べたように、1年前の財政中期見通しよりかなり改善しております。平成32年の赤字額はほぼ半減というふうなお答えでありました。そういう意味では、かなり職員の努力、そして市長のイニシアチブもあります。それに応えるやっぱり職員の努力が大きかったのではないかなというふうに思います。

そこで、改めてお聞きしたいのですが、職員は現在給与を3%カットされております。こういうふうな形で市長のいろんな施策に対してしっかりと応えているというふうな意味で、職員の給与カットというのは、もうただちに中止して、それなりにきちんと払うべきものを払うというふうな市の姿勢が大事ではないかなというふうに思います。そこで、市長にそのことについてお聞きをしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、今回の財政中期見通し2016の中では、この改善といいますか、健全化に向かっているということは当然これまでの関係者一丸となつての努力と、それから市議会の皆様のご理解とご協力を

得てこういう形になっているというふうなことは認識としてあります。ただ一方で、財政全般の認識として、先ほど答弁したとおり、非常に厳しい状況であって、深刻かつ危機的な状況は脱したとは言えないということをお願いさせていただきました。

そうした中で、我々としては、これも本当に繰り返しになりますけれども、補助金の一律のカット、それから受益者負担の見直しに伴う手数料、これ全面的に値上げをさせていただいております。そして、今定例会にはごみ手数料、これは値上げもありますし、値下げもありますが、一部値上げもあるということで出させていただいております。さらには、施設を廃止し事務事業を徹底して見直したことによって、ある意味市民の皆様負担をおかけしているという現状があるわけがあります。そうした中で、さらにこの改革を進めていくためには、まずは自らの身を切る覚悟、これを示さなければ決して理解はされないだろうというのが私の感覚であります。したがって、私自身の給料は15%をカットさせていただき、そして職員も、これは組合との合意の中で3%の削減にご協力をいただいているというような状況であります。

予算編成はこれからということになりますけれども、これまで講じてきた各種財源対策の効果、これが反映される平成28年度の決算見込み、これを踏まえながら、歳入歳出の状況を精査して、この給与カットについては考えるということになっていくと思いますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） やっぱり職員はかなり努力されておりますから、ただちにでもこういう給与カット、やはりこれは人事院勧告でしっかり決められているわけです、法的に決められたそういう審

議機関を経て、払うべきものはしっかりと払っていくと。そして、その分しっかりと、逆に仕事をしてもらおうというふうな市政運営がベースでないかなというふうに思います。払うべきものを払わない、これは民間ではブラック企業とかと言われていろいろ問題になっておりますが、別にそれと同じとは言いませんが、きちんと払うべきものは払うというふうな、こういう姿勢で財政健全化をしていくというのが、これは普通の、逆に健全なやり方ではないかなというふうに思います。

また、本当に職員はその分努力しておりますから、身を切るというふうなことを言っても、市長自身が身を切るのとは、それは十分思いは感じますが、ただ一般職員は給与なのです。生活給なわけですから、それでしっかり人生設計をして働いているわけですから、そこをきちんと健全な市政運営に戻して、しっかりと健全な財政を築いていくというふうな市政となることを要望していきたいと思えます。

それでは、さらにお聞きしたいのですが、財政健全化計画というのをもっとしっかりしたものをつくってほしいというふうに私は当初言いましたが、今回は1年前よりは少しはページ数が多くなって、だんだんそれなりに形ができてきたかなというふうに思うのですが、やはりまだまだ不十分なところはあると思えます。それこそ市長が言った見える化というふうな形においては、まだまだこれを見て、ここはどうなのだろうなというふうな部分がたくさんございます。例えば普通建設費というのが平成28年度以降は25億円とか27億円とか38億円、34というのは新体育館を予定しているというふうなことでふえておりますが、ここら辺のところはやっぱりまだまだ見える化という意味では不足しているというので、次出すときには、ここら辺をもっと明確にしたものを出すというふうなものにするべきだと思います。この

普通建設費の部分が大変その年度年度によって変動しているような嫌いがありますから、このところをもっと精査するべきだと思いますが、このところの市長の考え方をお聞きしたいと思えます。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 普通建設事業の部分について長期的な見通しということでもありますけれども、我々としてはこれも何度も繰り返し申し上げているのですが、およそ27億円をめどにこれを毎年度事業費として計上するというやり方でやっております。その趣旨は、そこにキャップをはめるというか、そこでシーリングをすることによって、それ以上の過大な負担をしていかないという意味表示でありまして、なおその各個別の事業については、それぞれの年度ごとに、これは予算単年度主義でありますから、事業を市議会の皆様と議論をしたうえで計上していくというやり方のほうが私は健全だというふうに思っております。したがって、今回の財政中期見通し2016の中のシミュレーションの中でもおおむね27億円を上限として推移をさせているというような現状であるということですので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、もう一点、なぜそのような形で普通建設事業を今の段階で明確に示せないかということ、事業費というものは、これは当初予定していたときから変動します。これは、資材価格の高騰や労務単価の高騰という、そういうマイナスの面の変動もありますし、一方でしっかりとした事業計画をつくり、その流れの中で新たな補助金や交付金を見つけると、その部分で単費を圧縮するというようなプラスの変動もあるわけです。そうした変動については、これは単年度でしっかりと精査をして、事業化をして、予算化をして皆さんにご審議をいただくということが市と、それから議

会、あるいは市民の皆様との健全な関係であろうかと思えます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） この財政中期見通し2016の前に、私たちに新市まちづくり計画の変更というのが第223回定例会で議案として渡っておりまして、これにも財政計画というのがのっているわけです。この新市まちづくり計画は、合併に基づいて最初つくって、これをまた変更したものだと思えますが、これには平成31年度まで財政計画がのっていて、これは毎年度歳入歳出差引額が全て黒字というふうな計画を我々に示しているわけです。その後市長から出されたこの財政中期見通しではほとんど赤字になっていくと、単年度は。そういうふうな見通しになって、私たち議員としては、どっちの長期計画、財政計画が正しいのかというのが大変混乱しているというところがあります。そういう意味では、このまちづくり計画の財政計画というのは、この財政中期見通しというのがきちんと反映されているのかどうか、そこのところちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） これは、一般論でもありますし、個別具体論でもあるのですが、当然ながら後に出した計画のほうが現状の計画だと理解していただければいいと思えます。

そうした中で、今新市まちづくり計画の位置づけですけれども、これは合併特例債を起債するといったときに、その事業をここに位置づけてやるというふうな形で利用している計画だとご理解ください。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） このまちづくり計画を見ると、単にそれだけというふうには全然見られないわけです。やっぱり全て地方税、地方譲与税、人件費、もう全て同じような形で分類されておりますか

ら、それなりに精査して出されたものだと思います。これが全く踏襲されないで、平成32年度になれば、最初の財政中期見通しでは20億円の赤字になる。この新市まちづくり計画の予定だと全然赤字にならない。計画が2つあって、全く違ったものを我々に提出しているということですから、私が何回もきちんとした健全化計画をつくれと言っているのは、やっぱりここにあるわけです。だから、新しく出たのが正しいのだとなると、この新市まちづくり計画は、これは全く白紙に戻すのかということに逆になってしまうわけです。どこがどう変わってこういう赤字が、今の新しい財政中期見通しでは9億円ですか、なるというふうなこの違いになるのか。これは、また後でしっかり聞いていきたいと思えます。

（「答えます」の声あり）

○5番（横垣成年） 答える、いや、いいです、後できちんと……

（「答えます」の声あり）

○5番（横垣成年） いいです、これ後でやりますから、ちょっと時間がないので、済みません。

（「聞いたら答弁させろじゃ」の

声あり）

○5番（横垣成年） では、市長、お願いします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 新市まちづくり計画は、今回財政中期見通し2016が出ましたので、これに基づいて変更されるものと認識しております。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 今新しく出たのが一番信頼できるものだというので、もっと財政中期見通し、確実なものになるような方向でつくっていくことを要望して次の質問に入りたいと思えます。

水産業のあり方ですが、私は市の目標は何かと聞いて、それを達成するための課題は何かというふうにお聞きしたのです。その課題というのも余

り答弁してもらえなかったのですが、これはまた次の機会もありますから、また聞いていきますけれども。

全体としてこの水産業、私冒頭で述べましたが、大体35億円前後で漁獲金額は推移していると。こういう意味では、漁獲量とか漁獲金額というのは、これからいろいろ市が努力したらふえる可能性というのは大ざっぱに言ってあるのでしょうか。このところの見通し、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 我々としては、漁業者に寄り添いながらこの魚価、先ほど課題を申し上げていないというお話で指摘ありましたけれども、先ほど答弁しましたとおり、漁業者の高齢化、後継者不足、魚価安、それから漁業資材高騰といった全国的に共通する課題がむつ市の課題ともなっております。こういった問題に対して我々としては寄り添いながらしっかりと課題解決をしていきたい。

また、先ほど6点ほどその取り組みを申し上げましたけれども、こういった取り組みを通じて、販売路線の拡大等を通じて、その漁業者の所得の向上というものに努めていきたいと思ひますし、海産資源がこれから伸びるかどうかということについては、これは仮に伸びなかったとしても、しっかりとした漁業が営まれるような努力を我々はしていくということでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） ですから、今35億円前後で漁獲金額が推移しているということで、これが市の努力によってふえる可能性があるかどうか。そこを大ざっぱでいいですから。例えばさっき答弁にあったように、資源管理型を目指すというふうな形であると。当然全部とってしまおうとなくなるわ

けです。また、きちんと養殖だとか増養殖やっていると一定の水準は保っていきける。そういう意味では、今のむつ市の漁業の水準というのは、まだまだいっぱいとれる余地があるのか、それとももはや余り、そもそも絶対量が、調査して少なくなっていると。そういう意味では、養殖に力を入れて、もっと管理型を強めなくてはいけないのか、そこのところの現状というのはどうなのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 当然ながら水産資源についても資源管理をしながら、これ漁を行っていただくということだと思っておりますし、漁獲高がふえるかどうかということについては、これは単純に量がふえれば、当然量がふえれば漁獲高がふえるというロジックはあるわけですがけれども、しっかりとした販路を開拓することによっても漁獲高はふえていくわけでありますので、いずれにしても我々としては漁業者の方々の所得の向上のため、今年度については、先ほど申し上げた6点についてしっかりと推進してまいりたいと考えております。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） ですから、現状はどうかというのを、市のほうとしてはどういうふうには調査しているかというのをちょっとお聞きしたいのです。現状は、だからもう、とる機械を高級なものにすると、いっぱいとれるほど資源はあるのか、それとも大体もうとり尽くしてしまうと大変な状況にあるのか、それとも現状を今維持するのが精いっぱいなのか、そこのところを大ざっぱでよろしいですから、市のほうの考え方、部長でよろしいですから、そこのところだけでもお答え願いたいと思ひます。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 非常に質問が不明確なので



答えづらいと思いますが、例えばナマコに関して言えば、これはしっかりと漁獲を、時期も管理しながら、そして資源管理をしながらやっておりますので、中長期的に持続可能な形での漁を行っていると思います。

その他の魚種につきましては、それぞれの魚種ごとに今のような考え方でやっているかと認識しております。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） なかなか私もどういふふう理解しているのか、ナマコは現状維持だというふうな答弁に私は受けとめました。全体的に言うと、例えば20年前とか30年前に比べると、やっぱり全然今は少なくなっているのです、全体として。だから、そういう意味でまだまだこれからもしかして少なくなるのかどうかというのを私は大変危惧しているわけなのです。そこで、むつ市の水産業が、そもそもそれを底支えをきちんとやれるのか、またぼんと水揚げが上がるようなことが可能なのかどうか。そこら辺をしっかりと精査してやらないと、ただ6つの施策をやります、やりますということで、このむつ市過疎地域自立促進計画というのがあるのですが、ここにきちんとそれなりに水産業、現状と問題点とそれなりに書いておりますが、……これでない、新市まちづくり計画です。違うな……。先ほどから出している新市まちづくり計画では、市長、1次産業です、将来の就業人口の推計という表があるのです。平成27年度、去年です、1次産業の人口が1,122人というふうなグラフには書いて、平成37年度には345人と、こんなにも減るといふ将来推計を我々に出しているのです。ということは、今市長が6つの施策をやれば何か現状よりよくなるような雰囲気はありました、この新市まちづくり計画ではこんなにも人口が減ってしまうという推計を我々に資料を出しているわけです。だから私、きちんと手

応えがあるような現状を分析して、こうならないように、1次産業の人がたった345人、平成37年度はなると我々に資料を出しているわけですから、こうならないようにしっかりとやってもらいたいというのが私の思いなのです。ですから、こうならないように、この市長が言った6つの施策をやれば、しっかりと今の現状を少なくとも維持するということでもよろしいですか。そここのところちょっと確認させていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 2点ほどご質問があったかと思いますがけれども、新市まちづくり計画の中で漁業者の人数が著しく減っているという状況で…

（「1次産業全体で」の声あり）

○市長（宮下宗一郎） 減っているということでもありますけれども、それは何もしなければそうなるということでもありますので、我々としてしっかりとした対策、先ほど6点ほど申し上げましたけれども、そういったことを毎年度、あるいは次の年度はまた新しいことなどをしながら対策を講じていくことにより、そうならないようにしっかりと取り組んでまいりたいというのがまず1点。

もう一つですけれども、漁獲高が少なくなると。海の資源というのがどんどん少なくなっていくのではないかと、それについて市は何かできるのかという質問ということでもよろしいのでしょうか。

（「できるだけ手を打って」の声あり）

○市長（宮下宗一郎） そういうことに関しては、海の中での魚というものをふやすということは我々にはできません。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 横垣議員に申し上げます。間もなく申し合わせの1時間となりますので、質問をまとめてください。

○5番（横垣成年） 当然海はむつ市だけにあるわけではないので、ですからむつ市のできる範囲はできる範囲でやって、さらに県と打ち合わせして、協力をして、やっぱり県のほうはいろんなデータを持ってあります。そういうことで、しっかりと漁業者、1次産業の方、こういう人たちが後継者、しっかりとできるような水産業を目指してもらいたいなというふうに思います。

あと、大畑庁舎のほうであります。この大畑庁舎は移転も含めて検討しているということですが、私も行ってみたら、もうブルーシートを敷いていたりして、大変見えていて痛々しい状況だなというふうに思っております。そういう状況で、本当にこれは防災拠点として大丈夫なのかなと。大雨が降って、台風が来て庁舎に逃げ込んだら、やっぱり傘をかぶってはいけないというふうな庁舎であれば、これは大変な防災拠点なわけです。そういう意味で、この大畑庁舎の移転を含めたそういう部分というのは、この財政中期見通し2016というのにはしっかりと位置づけされているのでしょうか。これお聞きいたします。

○議長（浅利竹二郎） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長大畑庁舎管理課長（坂井 隆） お答えいたします。

庁舎につきましては、横垣議員ごらんになってわかっていらっしゃると思うのですが、非常に厳しい状況にあるのですが、防災拠点としては、我々必死にといいましょうか、創意工夫をしてかなり努力しております、それで十分、十分といいましょうか、機能は果たしていると存じます。

さらに、移転につきましては、非常にこれはまちづくりについてもさまざまな、例えば市民生活に関して、そこら辺にも縦横にかかわってくる問題でございますので、慎重に検討している最中でございます。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 大畑庁舎については、やっぱり早期に移転するということを決断してほしいなということを要望して私の一般質問を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

午後 零時04分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎原田敏匡議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、原田敏匡議員の登壇を求めます。1番原田敏匡議員。

（1番 原田敏匡議員登壇）

○1番（原田敏匡） こんにちは。1番原田敏匡でございます。むつ市議会第229回定例会において、壇上より一般質問を行います。

田名部まつりが終わり、むつ市もすっかり秋めいてまいりましたが、来週より始まる大畑まつり、川内まつりでまだまだ熱く、そして華やかな日々が続きます。祭りでは、むつ市互助会の皆様の大湊ネブタ、おしまこ流し踊り、みこし祭りでの活躍を拝見しておりました。大変お疲れさまでございました。3つの祭りの中で大湊ネブタだけは沿道から観客として拝見しておりましたが、1つ提案といたしますか、お願いがございます。それは、先立ちにぜひとも投光器等の照明を配置してはどうかというものです。副市長を先頭に理事者の皆様方が隊列の先頭に立たれていますが、ほかの団体

に比べ、全くそのお姿が見えず、全体的に暗いイメージとなっております。あくまで町内会がメインであるため遠慮しているものと思いますが、祭り全体の華やかさにも多少なりとも影響はあると思いますので、来年度はぜひともご検討のほどよろしくお願いいたします。

また、あしたはいよいよ日本ジオパーク認定の可否決定が予定されています。これまで長きにわたり宮下市長を先頭に取り組んできた活動が実を結ぶものと確信しております。そして、あしたはくしくも私の誕生日でもあります。ダブルの喜びとなるよう吉報をお待ちしております。

それでは、通告に従いまして、3項目7点について質問いたします。市長並びに理事者各位におかれましては、明快かつ前向きのご答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず、1項目めのクマ対策について質問いたします。午前中行われた石田議員の一般質問と重複する部分もありますが、ご了承願います。

ことは、クマの目撃件数が前年を大幅に超え、住宅街、学校の敷地付近や子供たちの通学路まで出没、さらには多くの食害が報告され、7月4日、クマ出没非常事態宣言が出されました。被害に遭われた方々には、心からお見舞いを申し上げます。

クマは、人間の生活圏にすっかり入ってきており、人的被害も考えられる状況から、市民の安全安心を確保するのが最優先となります。私の5歳の息子も、友達と外で元気に遊んでいても、クマの目撃情報の防災行政用無線を聞くと、怖い怖いと家の中に飛んで帰ってきます。このように、直接の被害はなくとも、日常生活における安心安全が脅かされていると感じている方は少なくありません。

そこで、質問の1点目は、非常事態宣言後の市の取り組みについてであります。警察や消防、県と合同対策会議を開催し、注意看板や広報、パト

ロール活動強化、またオオカミのふんを溶かした液体を利用した忌避効果試験への着手など報道されておりますが、改めて非常事態宣言後の取り組みについて市長にお伺いいたします。

次に、2点目、クマの生息数、個体数の調査と管理についてであります。野生鳥獣被害対策は、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策の3本柱で考えなければならないと言われております。その中で、まず核となるのがむつ下北におけるクマの生息数ではないでしょうか。推定生息数が大きすぎていたら、その鳥獣にとって暮らしにくい環境づくりである生息環境管理、また被害防除対策を根本的に誤りかねません。そこで、現状の調査実施状況並びに個体数の把握状況について市長にお伺いいたします。

3点目は、今年度の出没状況と被害を踏まえた今後の防除対策についてであります。クマの知能は、犬と霊長類の間とも言われ、知能が高く、記憶力、そして類推能力にたけています。そのため、クマの学習能力に訴えかける物理的防除、科学的防除の手法が有効ではないかと考えます。そこで、来年度に向けた防除対策とこれからの動きについてお聞かせ願います。

4点目は、下北5市町村による広域的連携についてであります。クマの出没被害は、むつ市内だけの問題ではなく、隣接する近隣町村でも多発しております。野生動物の中でも、クマは特に遊動性が強く、隣接する市町村を往来している可能性が高く、情報共有等の広域的な連携が必要不可欠と考えます。秋田県鹿角市がクマによる人的被害を受け、被害防止には県境を越えた広域的な注意喚起を必要とし、秋田県2市町、青森県4市町村で情報共有等の広域連携を展開しております。むつ市は、下北5市町村による定住自立圏の形成に向け中心市宣言も行っており、強いリーダーシップを持ち、クマ被害対策についても広域的連携

に取り組んでいかなければならないと考えますが、現状の取り組み状況を市長にお伺いします。

続いて2項目め、観光振興対策について質問いたします。1点目は、東北観光復興対策交付金に関する市の取り組みについてであります。東日本大震災の影響で、観光客が伸び悩む東北6県の観光振興を支援するため、政府により本年4月に総額32億6,500万円の東北観光復興対策交付金が新設されました。これは、東北地方の県や市町村の各自治体が観光客増加につながるプランを提案し、認可を受けると、事業にかかる費用のうち最大8割まで交付金を充てることができます。むつ市も前定例会の補正予算にて補正額として1,100万9,000円をインバウンド対策事業費として計上しておりますが、その事業への取り組み内容を市長にお伺いします。

2点目は、貸切バスに対する補助援助事業の提案についてであります。この提案は、例えば新幹線の七戸十和田駅から、また三沢空港から貸切バスを使いむつ市への団体旅行を企画するツアー会社もしくはバス事業者に対して、一定の条件を満たすことで貸切バスの一部を補助するというものです。もちろん財源を鑑みると無制限というわけにはいきませんので、年度前に事業費を設定し、その事業費に達した時点で受け付け終了とします。あわせてむつ市、下北でも現在取り組みが行われている少人数での着地型観光に向け乗り合いタクシーにも応用できるものと考えます。

また、この事業は、ある程度集客が見込める春、夏、秋のシーズンではなく閑散期となる冬に適用することで、今までなかった需要を見込める可能性もあるのではないのでしょうか。他自治体でも、こういった貸切バスに対する補助援助事業の事例は相当数あります。提案自体非常に生々しい対策ではありますが、旅行者に対しても、新たな旅行需要の創出にもつながる団体旅行商品の造成に

効果的だと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

続きまして、3項目め、教育行政について質問いたします。学校運営にかかわる諸経費についてであります。学校が扱うお金として大きく2つ、公費と私費に分けられると考えます。公費とは、自治体から配分されるお金、私費は保護者が負担するお金であり、学校徴収金、または預り金とも呼ばれることがあります。近年の生徒数減少に伴い、教材、物品等の単価にかかる影響が学校予算や学校徴収金にも及んでいるのではないかと思います。そういった影響で、本来公費負担すべきものが私費の中から流用されていないか、またあわせて私費の内訳をお願いいたします。

以上、3項目7点につきお伺いいたします。

これで壇上よりの質問を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 原田議員のご質問にお答えいたします。

まず、クマ被害対策につきましては、担当部長からの答弁といたします。

次に、観光振興対策についてのご質問にお答えいたします。まず、ご質問の1点目、東北観光復興対策交付金についてであります。訪日外国人が急増する中、いわゆるゴールデンルートと言われる地域に多くの旅行客が訪れているのに対し、東北地域ではようやく震災前の水準まで回復したところであり、同様の効果が地域へ波及していないことから、風評被害を払拭し、東北地方の観光の潜在力を開花させ、観光復興を実現するために今年度新たに創設されたものであります。

交付対象は、東北地方の地方自治体であり、各県が策定する観光復興対策実施計画にのせた事業であって、地域の創意工夫を発揮し、当該地域の観光に新たな展開をもたらすようなものが補助金

の対象となります。

全国的に人口が減少している中、交流人口を拡大させるには、国内旅行客を奪い合う熾烈な競争を勝ち抜くことも必要であります。これに加えてインバウンド需要を取り込むことが重要であることから、まずは今回の交付金を活用して、マーケティング的な観点から当市の優位性を把握し、効果的なPRの方法を模索するべきと考え、2つの事業を申請することといたしました。

1つ目は、首都圏等の大学に留学中の学生を当地域に招致し、ふだん接することが余りない外国人と地域コミュニティとの交流を図りながら、外国人の視点で新たな観光資源の掘り起こしに係る提言をしていただく新規性と地域性をあわせ持った「“世界との架け橋”留学生によるむつ下北魅力発掘事業」を実施します。

そしてもう一つは、訪日外国人の約7割が東アジアからの来訪であり、東アジアにターゲットを絞ったPRは外国人旅行客増加に即効性があると考え、GOOD LUCK TRIPという英語、中国語、韓国語の3カ国語を表記したパンフレットを作成する事業であります。これを青森県が策定する観光復興対策実施計画にのせ、あわせて国への補助金も申請をしたところ、先日交付決定の通知を受けたことから、現在事業実施に向けて準備を進めております。

財源の課題もあり、これまではインバウンド対策をなかなか幅広く展開することができずにいたところではありますが、これを当市が抱える局面の新しい打開の機会と捉えており、例えば長野県の地獄谷温泉につかるサルがスノーモンキーとしてフェイスブックなどのソーシャルネットワークサービスを通じて全世界に発信され、外国人旅行客が爆発的に増加したという事例もあることから、同様に野生のサルを間近で見ることができる脇野沢地区などを初めとした当市が有するさまざまな

資源が世界各国の外国人の感性をつかみ、それが世界中に発信され、その結果画期的なインバウンド対策となって、むつ市に世界の扉が開かれることを期待しているところであります。

なお、今回「“世界との架け橋”留学生によるむつ下北魅力発掘事業」では、東京大学を初めとするスーパーグローバル大学に指定されているような国際化に積極的に取り組んでいる大学へ留学中の学生を招致する予定としており、これらの学生は留学期間が終了して本国に帰ってから、一定の社会的立場につくことが期待されますので、むつ市の国際化に向けた新たな関係づくりとしても大いに貢献する事業になり得るものと考えております。

インバウンド対策のみならず、今後も国の補助制度を活用し、さまざまなアイデアを具体化するというチャレンジを継続していき、それを交流人口拡大にしっかりと結びつけることで、地域の活性化及び経済の活力向上につなげていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、貸切バスに対する補助、援助事業の提案につきましては、担当部長からの答弁といたします。

次に、教育行政についてのご質問につきましては、教育委員会からの答弁となります。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 原田議員の教育行政についてのご質問の学校運営にかかわる諸経費についてお答えします。

まず、各小・中学校が保護者より徴収している諸費の内容及び金額については、PTA総会や学年懇談会でその内容を示し、保護者の皆様から了承を得て徴収しております。

諸費の主な内容といたしましては、教材や学習用具などの児童・生徒個人の所有物に係る経費、

修学旅行や課外活動などに係る経費、生徒会費や部活動に係る経費、その他PTA等の団体の活動費、給食費などがあります。これらの諸費につきましては、月ごとに分割で納めていただくもの、また必要に応じて一括で納めていただくものがありますが、年度末には決算報告としてどのように諸費が使われたのかを保護者の皆様を示し、了解を得ていると伺っております。

次に、徴収した諸費の一部が本来公費で負担すべきものに充当されることはないかとのご質問ですが、諸費として納めていただくものは、先ほど申し上げましたとおり、児童・生徒個人に使われるものです。一方、公費で負担すべきものとしては、学校の施設設備や修繕に係る経費、職員の人件費などの経費で、毎年度の教育費で予算措置したうえで支出しております。各学校で徴収する諸費につきましては、各学校において検討、調整したものを保護者の皆様を示したうえで徴収し、その決裁についても同様に情報共有を図っておりますことから、公費で負担すべきものに充当されることはないと認識しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） クマ被害対策についてのご質問にお答えいたします。

クマ被害関連のご質問につきましては、石田議員に対する答弁と重複する部分がございますことをご了承いただきたいと思います。

まずご質問の1点目、クマ出没非常事態宣言後の取り組み内容といたしましては、むつ警察署、下北地域広域行政事務組合消防本部、市教育委員会やクマの専門的知識を有する下北地域県民局林業振興課で構成したクマ被害対策会議を開催し、これまでの対応に加え、休日、夜間等における連絡体制の強化を図り、出没や被害情報の共有、出没情報の広報の迅速化を図っております。また、

市ではクマの出没場所が確認できる「クママップ」を市ホームページに掲載、本庁舎正面入り口に「クママップ」の設置、出没のあった場所のうち住宅地や公園など27カ所に注意看板を設置するなどの取り組みを実施して、市民の皆様への注意喚起を行っております。

また、被害防止対策といたしましては、農作物等への被害のおそれがある場所など、8月末現在で延べ69カ所に捕獲おりを設置し、27頭を捕獲しております。これらの対策に加え、クマなどの動物が嫌うにおいて動物を近づけない効果が期待される忌避剤を8月10日から市内3カ所に設置し、効果の確認試験を行っており、これまでのところ、クマ用の忌避剤を設置した畑では被害の報告はありません。忌避剤の効果につきましては、試験を継続し、検証してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、クマの生息数の調査と管理についてであります。個体数については平成20年度に青森県が公表した調査報告書によりますと、下北半島全体で120頭から270頭が生息しているという推計がなされておりますが、市独自では生息数調査は行っておりません。また、その管理についても県及び市では行っておりません。

ご質問の3点目、今年度の出没状況と被害を踏まえた今後の防除対策につきましては、先月8月末時点でのクマの出没件数は203件、このうち農作物等に被害をもたらしたのは84件で、被害額は約46万9,000円となっておりますが、例年これからの時期はデントコーンやクリなどの収穫まではクマの出没が多く、農作物等の被害拡大も危惧されているところでございます。

今後の防除対策といたしましては、これまで実施した取り組みを継続しつつ、今年度試験的に取り組んだ忌避剤についても、その効果が認められた場合は有効に活用し、農作物等の被害の軽減に

努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、下北5市町村による広域的な連携についてであります。クマを初め鳥獣被害対策につきましては、下北総合開発期成同盟会を通じて県に対して要望しているところであり、サルやカモシカについても今後も引き続き要望してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、観光振興対策についてのご質問の2点目、観光バスに対する補助援助事業の提案についてお答えいたします。平成19年度から平成28年度までを計画期間としたむつ市長期総合計画において、観光は多様な地域資源を有する本市にとって、その資源を活用した経済活動を生み出すうえで重要な産業であると位置づけ、県内の新幹線駅から本市への二次交通や下北半島内での移動手段の利便性向上が課題であるとの認識が示されており、この課題解決に向けた政策を順次実施してまいりました。

具体的には、東北新幹線七戸十和田駅から当地域への二次交通として東北新幹線全線開業に合わせ、平成22年12月4日からバス交通事業者2社が共同運行で1日2往復直通バスを運行していた事例がございます。当初は試験運行を平成23年3月までの予定としておりましたが、市といたしましては、当路線は東北新幹線七戸十和田駅に乗り継ぎなく直接乗り入れることができる唯一のルートであり移動がスムーズであること、冬期間における定時制の確保にすぐれていること、春以降のシーズンにおける利用者の動向を見る必要があること等により、鉄道アクセスが余りよくない状況の中、当地域への二次交通網確保の視点からも地域住民、観光客、ビジネス客にとっても必要な路線であることから、利用実績を勘案しながら、両者に対し、補助金を支出することとし、11月末まで運行を延長した経緯がございます。

平成22年12月4日からの利用実績につきまして

は、利用者数は合計で2,611人、そのうち七戸十和田駅行きが1,117人、むつ行きが1,494人となっており、1日1便当たりの平均利用者数は2.07人とどまりました。運行開始当初は、少しずつではありますが、利用客が伸び、2月には350人を超えた実績となったことから、JRの青森デステーションキャンペーンを控え、春からの観光シーズンに向け利用者の増大を大いに期待したところではありますが、震災以降は利用が伸びず、震災前の実績に回復することなく利用者数が低迷のまま推移したことから、事業の継続は難しいものとして、平成23年11月30日をもって試験運行を終了しております。

現在の東北地方への観光客の入り込み数は、震災直後の大幅に落ち込んだ平成23年当時から次第に回復し、平成26年のデータとしては、震災前の水準にまでもう一息のところまで戻りつつある状況にあります。

このような経緯を鑑みれば、原田議員からのご提案の事業を実施する場合には、まず民間のバス事業者の直通運行の再開があって、当該事業者による補助の要望があり、協会や他の事業者との関係も整理が必要となるものであり、現時点ではこれらの条件が整っていないことをご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） ご答弁ありがとうございます。

まず、クマ被害対策について二、三再質問いたします。今年度の出没状況を見ますと、むつ市内においても広範囲にわたって目撃されております。市民は、出没した付近にまだクマがいるのではないかと、その付近に生息しているのではないかとといった不安を抱えています。そこで、今年度の出没状況、また過去の出没状況を分析し、目撃されたクマの個体数、また生息地域の予測等を立て

ているようでありましたらご回答をよろしく  
お願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） ご質問にお答えします。

目撃情報等から生息数の予測を出すことができないかというふうな内容のご質問だと思いますが、クマの1日の移動距離は30キロメートルから50キロメートルとかなり広範囲で活動することから、複数の目撃情報が同一個体なのか、また別個体であるのか、これがなかなか判断しづらいため、このような目撃情報をもって生息地や個体数の予測を出すことは困難であると考えております。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） そうですね、壇上から私も言ったとおり、遊動性が野生動物の中でも非常に高いということでもありますので、いたし方ないのかなという気もしますが、ぜひもうちょっと「クマップ」を一般市民の方に広めていただいて、この近辺には出たという実績を強く広めていただきたいなと思います。

続きまして、防除対策について再質問いたします。鳥獣被害対策は、行政だけの対策だけでは多分限界があるのではないかと私自身考えております。地域住民との協力体制の確立、また対策内容の合意形成が必要ではないかと考えます。地域ぐるみによる自主防除、集落単位での防除に対する意識の高揚が必要不可欠だと考えます。それには野生鳥獣の生態や特徴、有効な被害防除の方法等を市民の方々に、住民の方々に知ってもらう必要があり、その点については行政主導で、地域の住民の皆様に対しての情報提供、あるいは勉強会の開催を実施すべきではないかと考えますが、ご見解をお伺いいたします。また、もし今年度やっているようでありましたら、その実績もあわせてお願いします。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） ご質問にお答えします。

市民を巻き込んだクマの勉強会を開催してはどうかというふうな内容の質問だと思いますが、実は7月末にマエダ本店におきまして、クマの生態に関する民間の勉強会というものが開催されております。市としても参加しておりますが、どのような方で勉強会を開催すれば効果的なのか、どういう人を対象に、どういう場所とというふうなことも今後検討してまいりたいと考えております。現在のところはやっておりません。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 午前中の石田議員の質問でもありましたけれども、来年の出没状況がどうなるかわかりませんが、こういった形であれ、対策としてはとっておいたほうがベターだとは思いますが、ぜひご検討のほうをよろしく申し上げます。

クマについての最後の質問となりますが、クマの生息数の調査、管理について再質問いたします。答弁の中で、県による調査が平成20年度に公表されたということですが、公表されてから8年、大分生息環境の変化とか、8年たつと町並みも変わったり、森林の状況も変わったりと、そういった環境の変化があると思うのですけれども、それに影響され、生息数並びに生息区域にも多分大幅な変化が見られるかなと考えるのですけれども、今後県のほうでの調査予定とか、その辺もし計画等がありましたら、お知らせ願います。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） お答えいたします。

市独自の調査を行う計画はございませんが、県は平成24年度から平成28年度にかけて実施する第11次鳥獣保護管理計画に基づき、県内各地において個体数調査を順次行っておりますが、下北地域の調査は計画されておりません。今般のクマの出没件数の多さを踏まえて、平成29年度からの次期計画におきまして、下北地域を対象とした調査



を実施していただけるよう県に対して強く働きかけておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） ぜひ市のほうからも強いプッシュをお願いしたいと思います。

理事者側の答弁の中で、非常事態宣言後の取り組みにより出没が大分緩和傾向にあるというお話でしたので、安心していただいているところではございますが、今秋のブナ及びドングリの結実が凶作という予想をされている方もおります。秋以降も人里へクマが出没するおそれがありますので、引き続き警戒のほうをよろしくをお願いしたいと思います。

続いて観光振興対策につきましては、インバウンド等市長の答弁のとおりありましたけれども、長期的に見なければならぬ対策、そして短期的に結果を出していただきたいという思いもあるのですけれども、なかなかそうはいかないと思います。ぜひ観光業に携わる方々が、その効果を肌で実感できるような観光振興対策にこれから期待いたします。

それでは、教育行政について再質問いたします。公費と私費の区分について、例えば先ほど答弁の中にもありましたけれども、子供たちが持ち帰るようなものは私費で負担する、受益者負担になるのですけれども、要綱等で定めて区分している自治体もあるようなのですが、むつ市ではこういった規定があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

市教育委員会では規定しておりませんが、平成25年8月に県の教育委員会より学校徴収金取扱マニュアル（案）というものが示されておまして、市内の各学校ごとに学校の実情に合わせたマニュアルを作成しており、その中で公費と私費の負担区分を定めております。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） ありがとうございます。

続いて、また私費の部分になるのですけれども、私費の金額について、例えば児童数による大規模校とか、あと小規模校における保護者負担分の格差といいますか、金額の差などがあるのかどうか。また、あった場合、どのような対策をとって、その差を埋めるようにしているのか。もし対策事例等がありましたら、よろしくお聞かせ願えればと思います。

○議長（浅利竹二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、学校の実情によりまして定めておりますので、諸費については学校の規模だけではなく、各学校における諸活動等の違いによりまして、必要となる経費に差異は認められております。

一方、諸費の負担が大きくなるように、例えば小規模校では大規模校と合同で修学旅行に行くことにより旅費の低減を図るなど、各学校において費用負担を抑える工夫を行っているようでございます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 続いて私費の内訳でいただいた中の給食費について1点お伺いいたします。

2014年以降、消費税の引き上げにより食材等の値上がりの影響で、給食費の負担分も大分厳しい状況だとは思いますが、県内の学校でも給食費一部値上げを一律で実施したというところもあるのですけれども、むつ市の学校の給食費の値上がり状況とか、あと数年後に控えるさらなる引き上げ時への対策というか対応状況をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（浅利竹二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

平成26年度の消費税増税以降、増税を理由に給

食費を値上げした学校は16校、食材の高騰を理由に値上げした学校は2校ということで報告を受けております。

今後消費税率の引き上げや、また食材の高騰などがあった場合には、値上げもまた検討されるものと思います。できるだけ値上げ幅等少ないようにしていただくように考えておりますけれども、今特に対応策というものは持ってございません。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） ご答弁ありがとうございます。財政状況の厳しい中、家計負担を維持もしくは減少させて、さらなる教育環境の充実を図っていただきたいというのはきれいな事に多分聞こえてしまうかもしれませんが、ぜひとも知恵を出し合いながら、むつ市を担う子供たちのために、今後も前向きに取り組んでいただければとお願いしてむつ市議会第229回定例会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅利竹二郎） これで、原田敏匡議員の質問を終わります。

ここで、午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎大瀧次男議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、大瀧次男議員の登壇を求めます。15番大瀧次男議員。

（15番 大瀧次男議員登壇）

○15番（大瀧次男） 創世むつ所属の大瀧次男でございます。むつ市議会第229回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

不順な天候が続く中、下北の短い夏も終わり、秋の気配を感じるようになりました。8月は、各地域でのお祭りがお盆と重なり、最も活気のある時期であります。大きな出来事もありました。南米で初めてのオリンピックがリオデジャネイロで開催され、メダルラッシュと言われるほど日本選手が活躍し、国民を熱狂させてくれました。個人の力で勝ち取った種目もありましたが、最後まで諦めない粘りで逆転勝利につなげた例や、国の代表としてすばらしい連帯感、チームワークでメダルを勝ち取った例が目立ち、大きな感動を与えてくれました。メダル獲得選手の紹介では、天性の素質を早くから見出し、よき指導者や恵まれた環境のもとで大成した例が多くありましたが、本人の素質とそれを結びつける機会となる環境づくり、例えば小・中学校での部活動、民間でのクラブ活動の充実が当地域においても重要であると改めて認識をさせられたところであります。

また、8月には集中豪雨、台風の襲来も重なりました。幸いにもむつ市内では一部の側溝があふれる箇所があったものの大きな災害に見舞われることなく終わりましたが、22日の台風9号と30日の台風10号の対策として、2度にわたり避難勧告が出されました。特に30日、岩手県に上陸した台風10号は、風速、降水量とも最大級の勢力を保ちながら本県を直撃いたしました。幸い県内では大きな被害を受けずに済みましたが、岩手県や北海道では死者、行方不明者が出たほか、家屋の損壊、道路の決壊等、復旧のめどさえつかない大きな被害を受けております。被災地で共通しているのは、これまで経験したことのない想定外の集中豪雨で、適切な対応ができなかったということであります。

むつ市では、事前に避難勧告を出し、避難場所を開設しております。避難指示に至らずに済んだことは幸いでありました。これまでにない行政の

対応に心強さを感じたところであります。しかしながら、想定を超える異常とも言える豪雨で、側溝、排水路から水があふれる現象があちこちで見られ、道路の冠水、排水溝など今後の防災に課題を残したのも事実であります。

以上、改めて人材育成の必要性や防災対策の重要性を再認識させられたところで、私の信念とする勇氣、決断、実行の理念を持って、通告順に従って質問をいたしますので、市長及び理事者におかれましては、簡潔明瞭かつ前向きのご答弁をお願いいたします。

初めに、市有林についてお伺いをいたします。面積のほぼ65%が林地の下北地方における林業の存在は、歴史的にも住民の生活に欠かせないもので、各地に共同林組合があり、国有林野の自然林から冬期間の燃料を確保するため営林署と契約を結び、カシワやナラなどの雑木を伐採したり木炭の生産を業としたり、郡内6つの営林署で苗木の植栽、植林、保育作業に従事したり、営林作業は職業として農業や漁業とともに地域を支える産業として大きな役割を担ってまいりました。

下北地方での戦後復興に大きく貢献してきたのは林業であります。林地の大半を占める国有林野は、多くが年数を経たヒバやブナの自然林で価値が高く、伐採後には主に杉やアカマツが植栽され、人工造林化が進み、営林事業が盛んになった時代もあります。

各町村では、学校改築に必要な資金確保のために、町村所有地や国有林野に植林を進め、いわゆる学校林の造成が盛んに行われ、現在でも学校林として存在しております。特に昭和30年代後半から昭和40年代にかけ、自然林から人工林に変え、収益化を進める動きが高まり、杉の植林化が進み、当市においても民間の植林ブームが起り、市有地を利用した分収林が造成されてきました。その後安い外材の輸入が爆発的に増加し、国産材

は大きく値を下げ、売却しても伐採や運搬費用のほうが高くなると言われるようになり、造林や育林の意欲に水を差し、手入れがなされないで荒れるに任せている造林地が見られるようになったのも事実であります。最近では、杉といえども国産材の評価が見直され、手入れの行き届いた山林から生産される良材は人気回復しつつあると聞いております。

言うまでもなく市有林は、市の大きな財産であります。いかなる時代の変化があっても、苦しい財政運営にあればこそ、財源に充てるべく効率的な処分と適正な収益につながる努力をしなければならぬ責任があります。

そこでお伺いをいたします。

1点目は、市有地を利用し、直接保育を行っている林地の旧市町村別の面積と樹種、樹木別の材積についてお伺いをいたします。

2点目として、多くの山林は伐期に達していると思いますが、市有林の伐期に達している面積、材積、売却計画と歳入見込額についてお伺いをいたします。

3点目として、市長は主要な地域産業であり、自らも市有林の経営者として林業の将来をどのように認識し取り組んでいくのかについてお伺いをいたします。

次に、私道についてお伺いをいたします。市内には、生活道として多くの私道があり、時代とともにさま変わりし、行きどまりであったものが通り抜け道となったり、上水道管が引き込まれたり、通学路となったり、避難道路となったり、公道としての役割を果たしているところが多くなっております。また、私道の所有者が遠隔地に居住している例も多くなっております。こうした現状を踏まえ、市では除雪や砂利等を提供し、補修について助成を行っておりますが、道路利用者が希望してもアスファルト舗装まではしてくれません。ま

た、公道同様の機能を果たしていても、市では幅員が確保され、側溝の整備がなされ、アスファルト舗装などがなされていないと寄附採納には応じてくれません。

そこでお伺いをいたします。

1点目として、市内における私道の実態はどうなっているのか。把握しているのならば、除雪や補修作業で対応している箇所数と延長距離についてお伺いをいたします。

2点目として、私道であって公衆用道路として想定している土地の固定資産税は免除されていますが、行政が維持管理する市道、県道等に面している宅地も、私道に面している宅地も、固定資産税や都市計画税の税率が同じになっていますが、土地の評価の差はあるのかお伺いをいたします。

3点目として、既に公道の役割を果たしている私道について、舗装など完全整備が行われていない場合であっても、土地の所有者の意思に沿って寄附採納を受けるべきではないかと思いますが、お伺いをいたします。

次に、教育行政についてお伺いをいたします。現在小・中学校では、部活動へ参加する道が開けていますが、少子化が進み、生徒数の減少が著しく、団体競技でのチーム編成が難しく、廃部となる例が目立ってきているように思います。また、種目も少なく選択肢も制限され、サッカーや陸上競技、ミニバスケット、柔道、空手、スキー等、民間の有志が主催するクラブ活動に参加する児童・生徒が多く存在している現状があります。

そもそも部活動の意義を思うと、子供たちは勉学のほかに、ふだんテレビを見たり遊びの中に取り入れたりしているスポーツを通して興味を持っている種目を選んで参加し、適性と判断すればさらに中学校、高校、大学に進学しても継続する重要な存在であります。

リオデジャネイロオリンピックの選手の取り組

みがテレビを通して紹介されておりましたが、メダルを取った選手の例を見ますと、小学校入学前から取り組み、中学校、高校と継続し、結果につながっている例が多くあります。もちろん全てが部活動ではなく、民間のクラブ、道場、保護者の指導などが多いように思いますが、興味を持たせ、適性を見つける意味では部活動の役割は大きいものがあると思います。

気になるのは、学校の規模により部活動の選択肢が制限されたり、中学校進学のとくに希望する部活動のある学校に、学区に関係なく通学する例が多くあるということであります。むつ市に居住する児童・生徒には、どこに住んでも平等に教育を受ける機会や環境が整備されていなければなりません。もちろん完全な整備は難しいことは承知しておりますが、努力は必要であります。

そこでお伺いをいたします。

1点目として、中央教育審議会が出した次期学習指導要領案に小学校の部活動が省かれていることに関係するのか、来年度から小学校における部活動を廃止する作業を進めていると聞いておりますが、その理由と廃止による児童への影響についてお伺いをいたします。

2点目として、2018年から小・中学校の学習項目に道徳が取り入れられるということでありますが、そもそも公德心や道徳心は人に押しつけられるものではなく、家庭、学校、社会の中での生活を通して身につくものと思いますが、道徳を教科に取り入れることについて、どのように考えているのかをお伺いいたします。

3点目として、市内における小・中学校の児童数に大きな差異があり、バランスが大きく崩れております。旧むつ市内の市街地内でも小・中学校の児童・生徒数が不均衡で、特に中学校では田名部中学校とむつ中学校では703名と215名で488名の差があります。大平中学校と大湊中学校では、

296名と77名で、213名の差があります。当初の学区編成時と異なり、新たに開発されたり、利便性に合わせて居住人口がふえたり減ったりして大きくさま変わりをしていることから、こうした差異が生じていることはいたし方ないことではあります。時代の趨勢に合わせ、学区を見直しになってしかるべきではないでしょうか。このままでは、部活動一つをとっても大きな教育格差社会になりかねません。お伺いしたいのは、実情に合わせて学区編成を見直す考えがあるのかということであります。

以上、壇上からの質問といたします。繰り返しのようになりますが、簡潔明瞭かつ前向きのご答弁をお願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 大瀧議員のご質問にお答えいたします。

まず、市有林についてのご質問の1点目、市が経営する山林の面積と樹木別の材積について、ご質問の2点目、伐期に達している面積、材積と売却計画及び歳入の見込額につきましては、担当部長からの答弁といたします。

次に、ご質問の3点目、林業についての認識と今後の取り組みについてであります。平成27年度から六戸町の単板積層材、いわゆるLVLの工場や、市の誘致企業であります真砂町の下北王子林産株式会社によるバイオマス発電の燃料用チップ工場の稼働に伴い、市から搬出される木材への需要の高まりが期待されております。むつ市は、広大な森林を有しており、これらを伐採、植栽、保育、そして伐採といった林業のサイクルを確立し、計画的な経営を行うことにより財政運営の財源の一つとすることは市にとりましても有益な事業であるとの認識は持っております。

しかしながら、林業に対する国の補助金を有効

に活用しながら植栽及び数十年にわたる保育を継続した場合は、市としても先行投資としての費用負担が生じることから、国内外の木材需要の影響を受けやすい木材価格が伐採の際にどのように変化しているのか見通せない状況にあり、費用に見合った収入を得られるかは不透明と言わざるを得ません。ただし、林業サイクルを確立することにより、収入以外にも森林の持つ国土の保全、水源の涵養、海への栄養塩の供給等といった公益的機能が住民生活に寄与するといった効果もあると考えられることから、市有林の経営方法について研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、私道についてのご質問の1点目及び2点目につきましては、担当部長及び税務調整監からの答弁となります。

私からは、私道についてのご質問の3点目、公道の役割を果たしている私道は、舗装の有無にかかわらず寄附採納を受け整備すべきではないかについてお答えいたします。

道路用地の寄附につきましては、公衆用道路用地の寄附による取得基準要綱に基づいて適切に対応させていただいております。寄附を受ける要件といたしましては、不特定多数の方が利用し、道路の構造または工作物に著しい損傷がある場合は補修により、通行に支障がない程度まで修繕した後に寄附を受けることとしておりますが、整備が行われていない道路であっても、その延長及び幅員並びに道路排水の流末などの要件を調査、確認したうえで寄附採納の可否について判断をさせていただきます。

また、市が直接行うことができない私道の整備に対しては、平成4年にむつ市補助金等に関する規則に基づき交付要綱を制定し、町内会等が行う整備に要する費用の一部を助成しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教育行政についてのご質問につきまして  
は、教育委員会からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 大瀧議員のご質問にお答え  
します。

まず、教育行政についてのご質問の1点目、小  
学校の部活動廃止についてお答えします。現在市  
内の小学校では、希望する児童に対して、それぞ  
れの学校規模に応じた種目で野球、ミニバスケッ  
トボール等の運動系や、合唱、吹奏楽等の文化系  
の部活動を組織しております。また、学校の部活  
動以外で放課後に児童が参加できる活動として、  
保護者や地域の方が主体となっているミニバスケ  
ットボール、剣道等のスポーツ少年団や、柔道、  
空手、スキー、陸上競技等の各種スポーツの指導  
を目的とした民間のスポーツクラブや道場があり  
ます。これまで本市の小学生向けの放課後の活動  
は、主に学校の部活動として各学校の校長の裁量  
により行われているものであり、その学校の教員  
が指導する形で継続してまいりました。

県教育委員会による教職員の勤務実態に関する  
調査の報告書において、教職員が多忙感を感じる  
業務は何かとの問いで、教育課程外の活動である  
部活動の指導を挙げる教員が多い結果となっております。これは、本市においても同様で、少子化  
の影響により新しく採用される教員が少ない状況  
の中、各小学校の教員の平均年齢が高くなってお  
り、体力的、技術的にも部活動を指導できる教員  
数も減っているため、教員の負担感が非常に大き  
いものになっております。

また、児童数の減少によって、その学校だけで  
活動できる種類も限られるようになり、本当に子  
供たちがやりたいことができない状況も見られ、  
市内の児童が通学する学校により、均等に部活動  
に参加できる環境にはなっていないのが現状とな

っております。

教育委員会といたしましては、このような状況  
に鑑み、教員が教育課程内の業務に一層従事でき  
るよう、教育課程外の部活動は地域での活動へ移  
行することが望ましいと考えております。しかし  
ながら、地域の状況や児童数等各学校の環境はさ  
まざまであり、子供たちに不利益が及ばない持続  
可能な組織体制にしていくためには、指導者の確  
保を初め保護者や地域の皆様のご理解とご協力が  
不可欠であり、その受け皿が整わない段階での部  
活動の廃止は望ましくないとの思いは学校も教育  
委員会も同様であります。

小学校の部活動については、現在むつ市教育大  
綱の策定に当たり、むつ市総合教育会議の中でも  
市長及び教育委員で協議しており、その内容につ  
きましては、今後大綱に盛り込まれるものと考え  
ております。それを受けまして、教育委員会とい  
たしましては、学校と保護者、地域の皆様の合意  
のもと、要請をいただいた場合には関係機関と連  
携しながら受け皿となる団体の指導者等の環境整  
備を支援するため、例えば指導者バンクの設立な  
どを研究してまいりたいと考えておりますので、  
ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、道徳教育を取り入れる  
ことについてお答えします。平成26年10月に中央  
教育審議会から出された答申において、道徳の時  
間各教科等に比べて軽視されがちであったこと、  
読み物教材の登場人物の心情理解のみに偏った  
指導がされていたことなどの課題が指摘されて  
おります。さらに、情報技術の進展と子供たちの  
生活の多様化、子供を取り巻く地域や家庭環境の  
変化、子供たちの自己肯定感や社会参画の意識の  
低下等に対応する必要性が高まっております。  
そのため、平成27年3月告示の学習指導要領の一  
部改正で、これまでの道徳の時間が「特別の教科  
道徳」という位置づけに変更になり、問題解決的

な学習、体験的な学習、情報モラルや現代的な課題に関する指導等を充実させ、多様で効果的な指導方法への改善が求められることになりました。

また、現在道徳の時間では、文部科学省から無償配布されている教育用教材「私たちの道徳」、学校で独自に購入している教科書会社発行の副読本、または教員による自作資料等を使用しておりますが、今後「特別の教科 道徳」の時間では、副読本などから検定教科書の使用へと移行することになります。そのため、来年度から小学校と中学校での教科書採択を実施し、再来年度からは小学校で、その翌年度からは中学校で「特別の教科 道徳」を始める予定となっております。さらに、評価については数値ではなく記述式とすること、他の子供と比較するのではなく、子供たちがいかに成長したかを積極的に受けとめ励ます個人内評価とすることなどを基本とすることになっております。

教育委員会といたしましては、むつ市教育プランにも道徳教育の充実を推進項目として位置づけており、さらに家庭や地域と連携を深めながら、指導方法の工夫改善に努め、全教育活動を通し、豊かな人間性を育む道徳教育をより一層充実させてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、小・中学校の実情に合った学区の見直しについてお答えします。各学校の学区につきましては、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や町内会組織等それぞれの地域の実態を踏まえ、就学すべき学校が指定されております。

実情に合わせて学区を見直す考えはあるかのご質問ですが、教育委員会では現在むつ市教育プランの基本に据えている小中一貫教育の推進に力を注ぎ、現在の学区を基本として市内の中学校区ごと9ブロックに分け、小学校と中学校の連携を

強力に推進することにより、学力の向上、不登校児童・生徒の減少等に取り組み、大きな成果を上げてきているところであります。しかしながら、現在の学区を編成してから数十年が経過しており、その間道路や橋などのインフラ整備が進み、児童・生徒の通学環境に変化が見られること、また児童・生徒数の減少により各学校間の在籍数にばらつきが見られることも事実であります。

教育委員会といたしましては、この環境変化を踏まえ、今後の児童・生徒数の状況も勘案しながら子供たちのことを第一義に考え、学区の編成について検証する必要があると考えておりますが、学区につきましては、お住まいの地域、子供たちが通学する学校などの状況から、さまざまなご意見をお持ちの方がいらっしゃるものと思っております。まずは、子供たちや保護者の皆様のご意見を収集するところから始めたいと考えており、そのためにどのような手法がよいか検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 市有林についての1点目、市が経営する山林の面積と樹木別の材積についてのご質問にお答えいたします。

まず、分収林等を除いた市有林の旧市町村別の面積と樹種につきましては、むつ地区は95ヘクタールで、杉、アカマツ、カラマツ、クロマツ及び広葉樹、川内地区は1,113ヘクタールで、杉、アカマツ、カラマツ、クロマツ、ヒバ及び広葉樹、大畑地区は52ヘクタールで、杉、アカマツ、カラマツ及びヒバ、脇野沢地区は19ヘクタールで、杉、ヒバ、クリ、広葉樹で、合計1,279ヘクタールとなっております。

次に、樹木別の材積につきましては、簡易収穫表を用いた概算で、杉は約7万4,200立方メートル、アカマツは約3,000立方メートル、クロマツは約3,800立方メートル、カラマツは約9,200立方

メートル、ヒバは約170立方メートル、広葉樹は約5,100立方メートルとなっております。

次に、2点目の伐期に達している面積、材積と売却計画及び歳入の見込額についてのご質問にお答えいたします。

まず、伐期に達している面積は834ヘクタールとなっており、この材積は概算で約5万6,400立方メートルとなっております。これらの売却計画につきましては、ただいま申し上げました市有林以外に分収林組合との分収造林契約を締結した森林があり、契約期間が満了を迎える森林から売却を順次行っていきますが、同時に市有林につきましても計画的に進めてまいりたいと考えております。

なお、正確な材積量等の調査は行っていないことから、歳入見込みにつきましてはお示しすることができませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） 私道についてのご質問の1点目、私道の実態、箇所数と延長距離についてお答えいたします。

むつ地区における平成28年3月末現在、私道の路線数は144路線となっており、路線延長は28.1キロメートルであります。このうち舗装道は9.9キロメートルで、未舗装道は18.2キロメートルとなっており、舗装率は35.2%となっております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（赤坂吉千代） 私道についてのご質問の2点目、私道と市道や県道と接する宅地との固定資産税のもととなる土地評価の違いについてお答えいたします。

まず、固定資産の評価及び価格の決定は、総務大臣が定めた固定資産評価基準により行うこととされており、これには評価の基準、方法、手続等

が示されております。当市では、この評価基準に基づき、土地の評価のうち宅地につきましては市街地宅地評価法を採用しております。この評価方法は、路線価方式と呼ばれるもので、道路ごとに価格を示す路線価を設定し、これをもとに宅地の評価額を算定するものであります。

具体的には、土地の利用状況により住宅地区や商業地区などの用途区分を設定し、さらに状況が類似する地域ごとに分類した後、この地域の中で主要な街路と、その街路に面している宅地の中から標準的な宅地を選定し、地価公示価格や鑑定評価価格等をもとに、標準宅地における1平方メートル当たりの価格を算出し、主要な街路の路線価としております。これをもとに街路の幅員や舗装の状況、国道などの道路の種類、公共施設からの距離など、種々の要因を加味して全ての街路の路線価を求めていきます。このうえで、それぞれの宅地の形状等に応じた補正を行い、宅地の評価額として算定されることとなります。

このように、街路の状況等が類似する地域の宅地の評価におきましては、国道、県道、市道及び私道といった道路の種類も路線価の算定に必要な項目の一つとされておりますことから、これをもととする評価額につきましても相応の差が生じることとなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 15番。

○15番（大瀧次男） 前向きのご答弁、ありがとうございます。順序が逆になりますが、教育行政について再質問をさせていただきます。

最近、特に周りの父兄の方から、小学校での部活動がなくなるのだという話が大分聞こえてきます。よく聞くと、校長先生の判断に任せるのだというように、先ほどの現場に任せるという教育長の答弁にもありましたけれども、すぐ廃止にするというわけではなく、その子供たち、そしてまた



P T Aとよく話し合いながら、いろいろ対策を考  
えるというあれでよろしいと思うのですけれど  
も、その中で学校の規模が小さくなり、児童数が  
減っているということからそういう形ができなく  
なったときには指導者バンクとか、そういう形を  
構成しながら、スポーツ少年団ですか、そういう  
形を積極的に進めていくというのですけれども、  
部外者を今から、指導者がいないということで、  
部外者と言えば変ですけれども、その学校のP T  
Aの中でそういう経験者がいるという形の方を招  
いて教えてもらうということもあるのですか。そ  
れをちょっとお聞きします。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） お答えします。

当該の学校の教員ではない方に指導してもら  
うというようなことは、現在でも行われておりま  
す。当該の学校で、その種目の指導をできる人が  
いない、またはうまく指導できないということで、  
保護者であるとか外部の人から指導をお願いし  
てやってもらっているという例がございます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 15番。

○15番（大瀧次男） それは今でも学校によっ  
てはそういう当該の指導者を招いて教えてもら  
っているという認識でよろしいのでしょうか。

昔と言えば変ですが、前は中学校の特に部活  
をやる先生は、なかなか専門のあれがなく、大  
学時代にはバレーもバスケットもやったことが  
なくても、その学校へ行くと、「教える人がない  
から、先生やってくれ」と、こう言われて、全  
然経験のない先生でも、そういうバレーとかバ  
スケットとか野球とか、柔道、剣道というのは  
専門性がありますからあれですが、球技に関し  
ては、そういう先生方もいろいろ教えていたと  
。そして、その経験のない先生のほうが、かえ  
って一生懸命なのですよね、本見て勉強して、  
そして一生懸命教

えると。そういう形もありますので、経験者ば  
かりでなく、いろいろな先生の中でそういう意  
欲のある人がいるのであれば、できれば教え  
て、そして指導していただければと、このよ  
うに希望しています。

そして、もう一つは文化系です。スポーツの  
ほうはいろいろ少年団がありますので、いいの  
ですが、さっき言いましたブラスバンドとか合  
唱とか鼓笛隊と、そういうのを教えるというこ  
とになる、そういう組織がないということで、  
これはやはり学校で教えなければ、なかなか  
ほかに行き、今習っている生徒が、急に指導  
者がいないからやめますと、こう言われても  
、非常にそっちは困ると思うのですが、でき  
れば文化系だけはひとつしっかりと残してい  
ただければと、このように思います。

それと、さっきの話の中で、学区の問題で  
すけれども、今学区外からよく通学している  
子供がいますが、その学区外から来る生徒の  
規約とかそういうのは何かあるのか、ちょ  
っと教えていただければと思います。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） 学区外の通学につ  
いてありますが、最近多くはなっております。  
これは、文部科学省から「通学区域制度の  
弾力的運用について」という通知が出され  
まして、子供たちがその学校にはちょっと  
適応できないとか、いじめであるとかいろ  
んな形で学区を変更したいのだというよ  
うなときや、または通学の関係であるとか  
部活動の関係であるとか、そういったさま  
ざまな子供たちや保護者の意向に沿う形  
で、弾力的に運用しなさいという指導が  
ありますので、当市ではそのような弾力的  
な運用をしているということです。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 15番。

○15番（大瀧次男） 弾力的な運用ということなのですが、行きたいから行くというわけではないと思うのですけれども、そういうさっき言ったじめめとか通学が近いとか、そういう形。ただ、部活、そこでないから、向こうの中学校へ行ってやりたいと。そっちへ行きたいからと行けるわけではないのでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） お答えします。

学校の指定変更願というのをを出してもらいますが、その申し立て理由が10項目ほどありまして、引き続き友人関係を保ちたい、希望校に友人が多い、要するに友達関係でその学校に行きたいのだということ、それから学期途中なので学年末まで通学したいと。済みません、ちょっとこれは後でまた説明させていただきます。学校の行事終了まで、こういう行事があるのだけれども、その終了までそこで通学したいとか、希望校の通学区域に転居予定だと。それから、下校後の保護先に都合がよい、すなわちうちとは別なところにあるのだけれども、帰るのはおじいちゃん、おばあちゃんのところに戻るであるとか、それから病気を持っている子供たちなどで通院に都合がいいとか、希望校のほうが通学距離が近いと。そのほかにも教育委員会として面接をしまして、そういう理由であればということで認めた場合は許可することにしております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 15番。

○15番（大瀧次男） わかりました。転居したとかそういう場合、一応学区外に出た場合、卒業までいたいとか、いろいろな関係でそれは可能だということですよ。わかりました。

中学校の、小学校もそうなのですが、今の旧田名部、大湊もそうなのですが、この学区制度ができたのが50年ぐらい前です。私と教育長は同じ年

ですので、向こうは田名部中学校、私はむつ中学校で、非常にベビーブームで戦後の一番子供の多い時代でしたので、そういう形、あの当時にたしかできた学区だと思えます。当時は田名部中学校もむつ中学校も生徒の差は余りなかったのですが、だんだんやっぱりいろいろ居住の関係で、かなり差ができています。

この前平成28年度のむつ市教育委員会の事務点検及び評価に関する報告書というのが出ました。その中に通学区域制度の適切な運用及び再編という中で課題と、県内有数のマンモス校となっている田名部中学校について、今後の生徒数の減少傾向及び同校へ進学する各小学校の通学区域とあわせて慎重に調査研究していく必要があるという形になって、計画に必要なに応じて行うということなのですが、これもう大体減少傾向にある中で、必要に応じていくということになると、もうこれは必要に応じる必要がなく、だんだんに生徒が少なくなっていく過程の中で、必要に応じてというのは、例えばどういうことでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） まず、田名部中学校の人数が多いということから、平成19年度に作成しましたむつ市教育プランでは、小中一貫教育をやるのだけれども、人数が多くて生徒指導上大変困難を感じるということから、分割をしましょうと、田名部中学校は、そういう計画を教育プランにおいてつくりました。ところが、小中一貫教育に取り組んでいる中で、その人数が多いこと、多過ぎることからの課題が、小中一貫教育に取り組む中で大きく改善されていって、分割の必要性が非常に薄れてきたのではないかというような印象を持っています。したがって、まだ教育プランが続いておりますので、そして分割ということを出しておりましたことから、必要によってそれを見直すというようなことをしなければならないというので

ああいう文言になっているのだというふうにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 15番。

○15番（大瀧次男） わかりました。この学区再編については、かなりその現在の学区の反対をかなり気にしているようです、教育委員会としては。今現行行っているのを変えるということになると、非常に住民の抵抗があるのではないかと、そして子供たちの影響もあるのではないかというふうな形でかなり気にしているようですけれども、やはりこれはどこかで、行政主導で、ある程度やっていかなければならない時期が来ると思います。そのためにも、やはりしっかりとした対策を立てていただきたいと、このように要望しておきます。

次に、私道についてお伺いいたします。人間が生きていくうえで一番大切なのが、昔から言われる衣食住でございます。そして、この地方、特にこの下北半島、青森県ですけれども、次に大切なのが車です。公共交通機関が不便だという形で、車がなければ足がないのと一緒にという形で、では車はどこを走るのでしょう。道路を走ります。そして、その道路が、今この時代に砂利道で雨が降ると泥だらけになって、天気がよくなるとほこりが出て洗濯物も干せないというような道路で、それだとちょっと。それが、今聞きましたけれども、市が管理する市道、県道に面している宅地の人は非常に快適な生活を送っています。穴があくとすぐ直してくれる、舗装が壊れると直してくれる。では、その隣にいて、私道路の人は、さっき言ったみたいに雨が降ると穴があいて、修理してくれと言ってもなかなかしない、舗装もしてくれない。同じ市民でありながら、そういう形の中で、行政サービスは私は平等が基本だと思います。どうかして、やはりそういう私道路の中でも一部、

さっき言いましたが、行きどまりで、その地域の人が使わない道路であればまだしも、今公道として通学路、不特定多数の人が歩く、そういう道路は、どうか簡易舗装でもいいです、そうでなければ、穴があいたら直してくれるとか、そういう手段をとってもよいのではないかと思いますけれども、市長、どうでしょう、そういう面で。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） ご質問は、市道、県道、国道という道路と私道ということについての差があって不平等なのではないかというようなお話だと思いますが、市道、県道、国道は、これは道路法による道路でありまして、その法の適用を受けて、公的な機関が管理する道路となっております。一方で私道のほうは、これはあくまでも私有財産でありますので、我々のそういう意味では法的な手が及ばない道路だというふうに理解をしているところであります。したがって、結果として管理の方法に差が出るということはお理解をいただけるかと思っております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 15番。

○15番（大瀧次男） 市長はそう言わざるを得ないと、こう思います。なかなかこれは、もう私道については市長の政治判断で、これはどうかしてそれなりに検討していただきたいと、このように要望しておきます。

次に、市有林についてお尋ねいたします。市有林については、先ほどもお聞きしました。ほとんどの木が伐期に達していると思います。さっきまだしっかりとした調べはしていないというのですが、では分収林についても、市有林についても、伐期に達している場合の売却するタイミングをどのように考えているのかお聞きします。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） お答えいたします。

杉の場合は、通常50年程度の期間で伐期に達します。そこをまず基準といたしますが、保育の状況とか、あと周辺の切り出すときの道路の整備状況とか、その辺も勘案しながら処理していくことが一番いいのかなとは思いますが、折々の今分取造林等切っておりますので、そちらのほうの状況も考えていかなければならないものと考えております。

○議長（浅利竹二郎） 大瀧次男議員、申し合わせの時間が迫っていますので、質問をまとめてください。15番。

○15番（大瀧次男） 単純な話です。さっき伐期は50年と言いました。市有林は800ヘクタールという話でしたけれども、では50年サイクルでやると、1年何ヘクタール切れるのかなど。約十七、八ヘクタール切ると、ちょうど50年になると、一番最初に切った木がまた伐期になると。このサイクルで普通回るといふことになると、森林を守り、さっき市長が言った海も守る、いろいろなことが守れる森林を育成できるということになります。そして、普通民間業者は、その立木を買って運搬して伐採して、なおかつ幾らかでも利益を上げています。市有林の場合は、原価はただです。そして、それを切って出してという形になると、別に市役所でやるわけではない、業者に頼んでやるわけですから。そうすると、行政自体に多少の利益があるだけでも、その伐採する、運搬する、植林する、この人たちが毎年、50年、100年と続くことによって仕事ができます。そうすると、市中にもお金が回ってきます。そういう経済効果もあわせるときに、やはりそういう計画をしっかりと立てて、そして今のこの厳しい経済状態の中で、多少なりともそういう経済サイクルができればというふうを考えておりますので、市長は森林経営者の一人ですので、そういう計画を練っていただければと、このように思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅利竹二郎） これで、大瀧次男議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（浅利竹二郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明9月9日は佐賀英生議員、佐々木隆徳議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時08分 散会